みんなァで進める "なんこく地域福祉プラン"

~第3次南国市地域福祉計画·地域福祉活動計画~

令和4年3月

南 国 市 市 社会福祉協議会

目次

第1章 計画の第	策定にあたって	. 1
第1節 地域補	福祉の意義	. 1
第2節 計画第	策定の背景	. 3
第3節 計画の	の位置づけ	. 6
第4節 計画の	の期間	10
第5節 計画の	の策定体制	10
第2章 地域をと	とりまく現状と課題	11
第1節 統計表	データからみる本市の現状	11
第2節 南国市	市社会福祉協議会の状況	22
第3節 市民7	アンケート調査からみる本市の現状	25
第4節 福祉團	関係団体アンケート調査からみる本市の現状	33
第5節 前回詞	計画の評価	39
第6節 本市の	の課題	43
第3章 計画の基	基本的な考え方	45
第1節 計画の	の基本理念	45
第2節 計画の	の基本目標	46
第3節 施策係	本系	47
第4節 計画の	の推進体制	48
第4章 施策の風	展開	50
基本目標1	元気な地域・人づくり	50
基本目標2	安心の支援体制づくり	61
基本目標3	誰もが必要なサービスを利用できるしくみづくり	77
基本目標4	協働と連携の体制づくり	89
第5章 計画の過	進行管理	98
第1節 計画の	の進行管理	98
第2節 計画四	内容の周知及び情報提供	98
資料編		99
	策定の経過	
第2節 南国市	市地域福祉計画策定委員会設置規則1	100
第3節 南国市	市地域福祉計画策定委員会名簿1	102

第1章 計画の策定にあたって

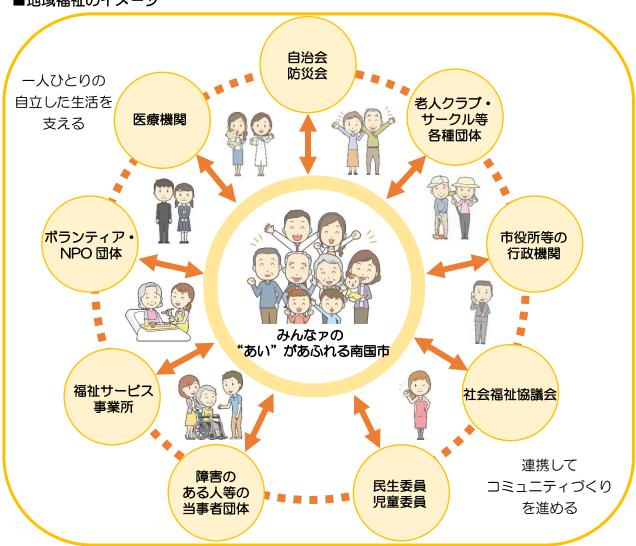
第1節 地域福祉の意義

1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、様々な生活課題に対して、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して課題解決に取り組むことです。

個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなァが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

■地域福祉のイメージ



2. 地域福祉を進めるうえで大切なこと

地域福祉を進めるうえでは、身近な地域でのあいさつや地区の行事へ参加することなどを通して、人と人との顔の見えるつながりをつくり、地域を支え合う人間関係を構築することが大切です。人間関係ができ、地域がまとまれば、これまで把握していた生活課題だけでなく、今まで見えてこなかった課題についても発見することができるようになります。

そして、発見された課題や多様化・複雑化した課題については、ひとりで抱え込むことなく、 地域全体で共有し、地域住民に加え、自治会や消防団、地域で活動する団体、関係機関、社会 福祉協議会、市などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせることが重要です。

3. 自助・近助・共助・公助と地域福祉

計画を推進していくためには、行政による「公助」や社会保険制度等の「共助」だけでなく、自分ができることは自分でやるという自立と社会参加に向けての力を高める「自助」、地域住民同士が支え合う「近助」が必要不可欠であり、「自助」「近助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決のしくみをつくることが大切です。

■「自助」「近助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図

地域住民と行政の相互協力(協働)の領域

区分	自助 (自分)	近助 (家族•隣近所)	共助 (地域)	公助 (行政)
	T			<u> </u>
考え方	自発的に生活課題を解決する力	身近な人間関係の 中での自発的な 助け合い・支え合い	地域で暮らす人・ 活動団体・行政等の 協働による、制度化 された組織的な 助け合い・支え合い	自助・近助・共助でも 支えることができな い課題に対する 最終的な制度
主な 取り組み	・健康診断受診・介護予防活動・生きがいづくり・あいさつ	・住民組織の活動 (自治会活動等) ・ボランティア活動	・社会福祉協議会、活動 団体等による支援・地域包括ケアシステム・社会保険制度	・公的な制度による サービスの提供・生活保護
費用負担による区分	自分(市場サービスの 購入)	費用負担は制度的に 裏づけられていない 自発的なもの	医療、年金、介護保 険等、被保険者の相 互の負担	税による公の負担



南国市独自の「近助」の考え方について

地域福祉においては、現在「自助」「互助」「共助」「公助」による推進という考え方が主流 となっていますが、南国市では「互助」について、より隣近所でお互いに助け合うことを強 調するため、「近助」としています。

第2節 計画策定の背景

1. 地域共生社会の実現

近年の地域福祉では「地域共生社会」の考え方が重要となっています。「地域共生社会」とは、 高齢者や障害のある人、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともにつ くり、高め合う社会のことをいいます。

国は、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域 共生社会」の実現を目指しています。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみをつくるとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が求められています。



(出典) 厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(令和元年12月)

■地域共生社会の実現に向けた国の動向

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 ◇平成27年9月

地域社会を取り巻く環境の変化によって、福祉ニーズが多様化・複雑化していることを背景に、従来の分野別の社会福祉サービスから、全ての人が世代や背景を問わず安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)の必要性を提示。包括的な相談体制や総合的な福祉サービスの提供など、4つの改革の方向性を示す。

「ニッポンー億総活躍プラン」 ◇平成28年6月閣議決定

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障害のある人など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。

地域力強化検討会 最終とりまとめ ◇平成29年9月

「地域共生社会」の実現に向けた具体的な検討を行い、最終とりまとめとして、市町村における包括的な支援体制の構築や、地域福祉(支援)計画で各福祉分野に共通して取り組むべき事項等を提示。

地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ◇令和元年 12月

市町村における包括的な支援体制の整備のあり方や、今後強化すべき社会保障・生活支援の機能について検討し、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業の創設等について提示。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

◇令和2年6月成立、公布、一部を除き令和3年4月施行

地域共生社会の実現を図るため、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が 地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関 連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業*の創設等について 規定。

※ 市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談事を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にした事業。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者や知的障害のある人、その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが課題となっています。しかし、課題の解決策の1つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)が平成28年に制定され、その中で各市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的事項を市町村計画に定めるよう努めることされました。

3. 再犯の防止等の推進に関する法律の施行

わが国においては、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、国は平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取り組みを推進するため、地方再犯防止推進計画の策定を努めることとされました。

4. 様々な感染症や自然災害への対応

令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がる中、感染防止のために、人と人とが距離をとり、接触する機会を減らすことが求められました。その結果、これまで進められてきた様々な地域活動や支援が自粛を余儀なくされ、社会的な孤立や高齢者の虚弱化等の課題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。

今後も感染防止に取り組みながらの生活が求められる中、これまでのつながりを絶やさず、 また、今まで以上に深刻な状況に陥っている人に手を差し伸べるためにも、オンライン等の活 用を含めた新たなコミュニケーションや支援のあり方について考えていく必要があります。

5. 地域福祉計画策定の目的

南国市(以下、「本市」)では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、南国市社会福祉協議会と連携し、平成29年3月に「みんなァで進める"なんこく地域福祉プラン"~第2次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画~」(以下、「前回計画」)を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などが主体的に福祉へ取り組んでいけるように施策を進めてきました。

このたび、令和3年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「みんなァの"あい"があふれる南国市~あいさつから であい ふれあい 支えあい~」の実現を目指すとともに、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のため「第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」)を策定することとします。

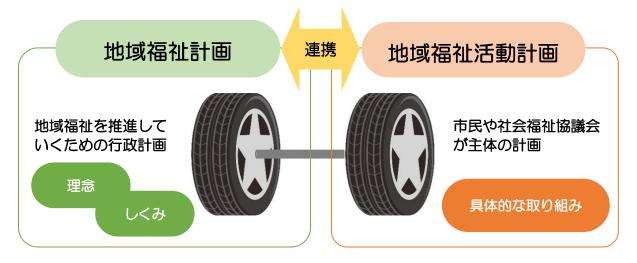
また、市町村では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用 促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」の策定が 求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。

第3節 計画の位置づけ

1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

地域福祉推進のための理念やしくみをつくる「地域福祉計画」と、それを実行していくための具体的な取り組みを示す「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、市や地域住民、社会福祉協議会、地域福祉活動団体、ボランティア団体、事業所など地域に関わる全てのものの役割や協働が明確になり、より実効性のある計画づくりが可能となります。

本市では、社会福祉の理念と具体的な取り組みを整理し、より実践的な福祉活動へとつなげるために、前回計画から「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画を一体的に策定しています。



2. 法的根拠

■地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法 (抜粋)

(市町村地域福祉計画)

- 第 107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通 して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■成年後見制度利用促進計画

成年後見制度利用促進計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)第 14 条の規定に基づく、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画です。

成年後見制度利用促進法 (抜粋)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な 事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その 他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■地方再犯防止推進計画

地方再犯防止計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づく計画であり、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画です。

再犯防止推進法 (抜粋)

(国等の責務)

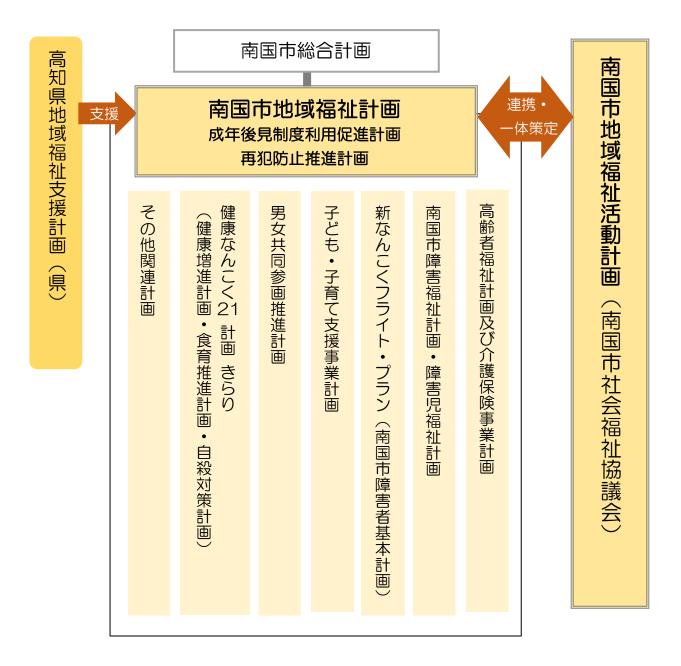
- 第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3. 関連計画との整合性

本市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確に示すものです。



第4節 計画の期間

計画期間は令和4年度を初年度とし、目標年次を令和8年度とする5か年の計画とします。また、必要に応じて随時計画の見直しを行うこととします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
県		高知県地 計画※4			(次期	計画)	•••			
本市	見直し	第:	第3次南国市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 ※5か年							

第5節 計画の策定体制

本計画は、市民アンケート調査や、福祉関係団体アンケート調査、パブリックコメント等を 実施し、市民や活動者の意見を広く聴収するとともに、『南国市地域福祉計画策定委員会』にお いて協議・検討を重ね、策定しました。

■市民参画の状況

区分	概 要
	市内在住の 18~19 歳 (平成 27 年度に中学2年生だった方)
+ C - > (60)	492人と20~64歳の市民から無作為抽出した3,000人に
市民アンケート(一般) 	対し、地域の現状や生活課題、福祉に対する意識や要望を調
	査・把握しました。
	市内4校の中学校2年生全員を対象に、これからの本市を担
市民アンケート(中学生)	う世代の、本市に対する愛着度や福祉に対する意識を調査・把
	握しました。
	市内の地域福祉に関連する 26 団体に対し、福祉関係団体ア
福祉関係団体アンケート	ンケートによる意識調査を実施しました。
1,0-711	令和4年2月10日(木)~3月3日(木)の期間、計画の素
パブリックコメント	案を市ホームページ等で公表し、意見を募集しました。

第2章 地域をとりまく現状と課題

第1節 統計データからみる本市の現状

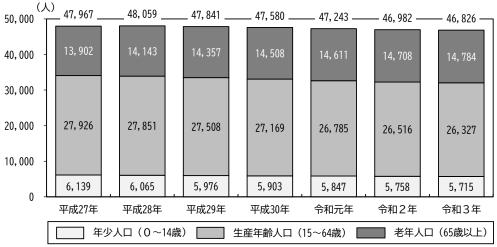
1. 人口の状況

(1) 人口について

本市の総人口は近年減少しており、令和3年には46,826人となっています。

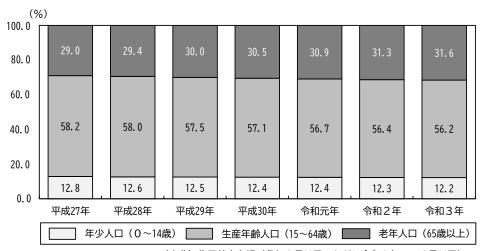
3つの世代に分類した年齢別人口を見ると、年少人口、生産年齢人口が減少している一方で、 老年人口は一貫して増加しています。また、年齢別人口の割合を見ると、年少人口の割合は横 ばいに近い一方で、生産年齢人口は平成 27 年の 58.2%から令和3年の 56.2%と2ポイン ト減少しています。生産年齢人口が減少し、老年人口割合が増加する少子高齢化が今後も進行 することが予想されます。

■年齢別人□の推移



(出典) 住民基本台帳(各年9月30日、ただし令和3年のみ4月30日)

■年齢別人□割合の推移



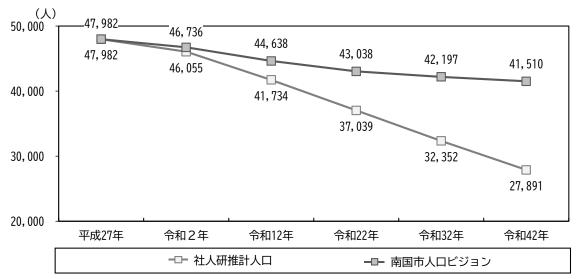
(出典) 住民基本台帳(各年9月30日、ただし令和3年のみ4月30日)

(2) 将来推計人口について

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の将来推計人口を見ると、本市の人口は一貫して減少する傾向にあります。 令和 42 年には 27,891 人と、平成 27 年の 47,982 人から 2万人以上減少する見込みとなっています。

一方、「第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン(目標値)」では令和42年に41,510人となっており、社人研推計人口と比較して14,000人近くの人口減少抑制を目標に掲げています。

■将来推計人口(平成27年~令和42年)



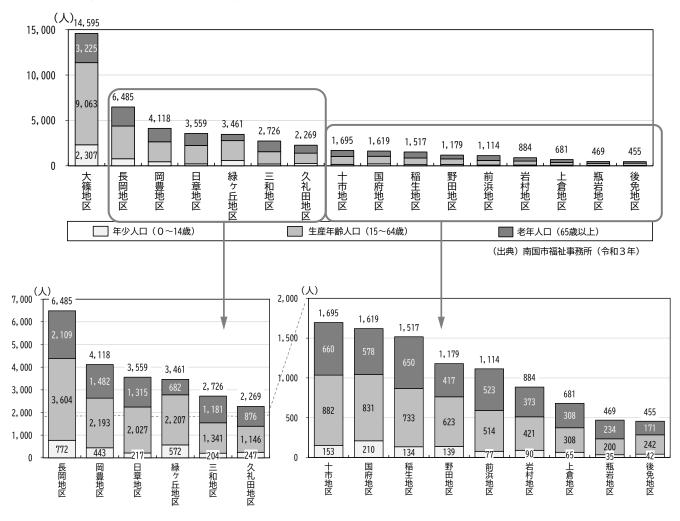
(出典)国立社会保障・人口問題研究所(平成30年)第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年)

(3)地区別人口について

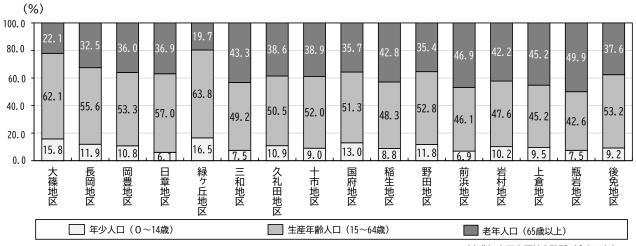
地区別の人口を比較してみると、大篠地区が 14,595 人と他地区に比べ多い一方、後免地区・瓶岩地区・上倉地区など人口が数百人規模の地区もあり、人口規模に応じた施策を検討する必要があります。

また、年齢別の人口割合を地区別に比較してみると、最も人口が多い大篠地区では生産年齢人口が62.1%、老年人口が22.1%、比較的人口が多い緑ヶ丘地区では生産年齢人口が63.8%、老年人口が19.7%となります。これらの地区では、他地区に比べ生産年齢人口割合が高く老年人口割合が低くなっています。一方、人口が少ない瓶岩地区や前浜地区では老年人口割合が各々49.9%、46.9%と50%に迫る勢いで、地区によって人口構成も大きく異なることがわかります。

■年齢別人□の地区別比較



■年齢別人□割合の地区別比較

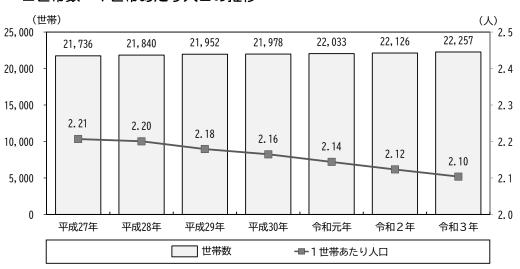


(出典) 南国市福祉事務所(令和3年)

2. 世帯の推移

世帯数を見ると、平成 27 年の 21,736 世帯から一貫して増加しており、令和3年には 22,257 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人口は平成 27 年の 2.21 人から減少して おり、令和3年には 2.10 人となっています。

■世帯数・1世帯あたり人口の推移



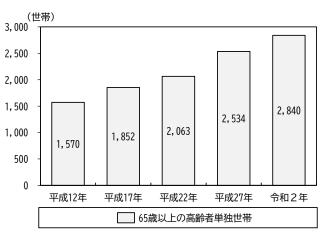
(出典) 住民基本台帳(各年9月30日、ただし令和3年のみ4月30日)

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者単独世帯について

65 歳以上の高齢者単独世帯数の推移を見ると、平成 12 年の 1,570 世帯以降一貫して増加しており、令和2年には 2,840 世帯となっています。

■65 歳以上の高齢者単独世帯数の推移



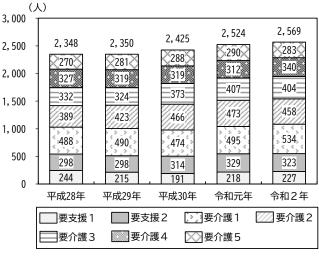
(出典) 国勢調査

(2) 要支援・要介護認定者数について

要支援・要介護認定者数の総数は、平成 28 年の 2,348 人から令和 2 年の 2,569 人へと一貫して増加しています。認定者数の推移を見ると、令和 2 年時点で要介護 1 が 534 人と最も 多く、平成 28 年の 488 人から 50 人近く増加しています。

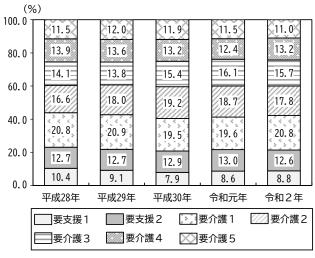
要支援・要介護度別認定者数割合を見ると、最も割合が高い要介護1は平成28年以降横ばいで推移しています。

■要支援・要介護度別認定者数の推移



(出典)介護保険事業状況報告_各年9月月報

■要支援・要介護度別認定者数割合の推移



(出典)介護保険事業状況報告_各年9月月報

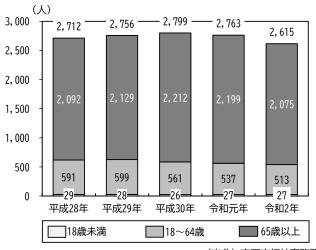
4. 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳交付者の推移を見ると、平成 28 年以降交付者の総数、各年齢の交付者数ともにおおむね横ばいで推移していましたが、令和2年には 2,615 人と少し減少しています。 交付者の多くは 65 歳以上の高齢者となっています。

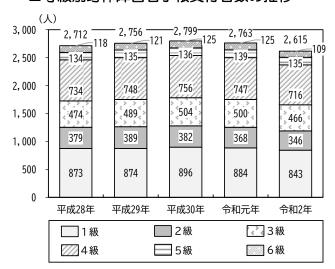
等級別の身体障害者手帳交付者数は、1級・4級が他の等級に比べて多くなっています。また、障害種別の身体障害者手帳交付者数は、肢体不自由と内部障害が障害種の大半を占めています。これらも、平成28年から令和元年にかけて横ばいで推移していましたが、令和2年には少し減少しています。

■年齢別身体障害者手帳交付者数の推移



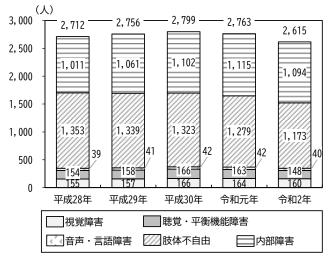
(出典)南国市福祉事務所

■等級別身体障害者手帳交付者数の推移



(出典) 南国市福祉事務所

■障害種別身体障害者手帳交付者数の推移



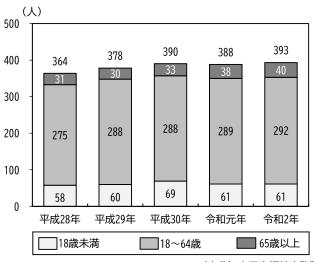
(出典) 南国市福祉事務所

(2) 療育手帳交付者の状況

年齢別に療育手帳交付者の総数を見ると、平成 28 年の 364 人から令和2年の 393 人へと増加しています。特に 18~64 歳、及び 65 歳以上の年齢層が増加しており、今後も交付者の年齢層が上がっていくと予想されます。

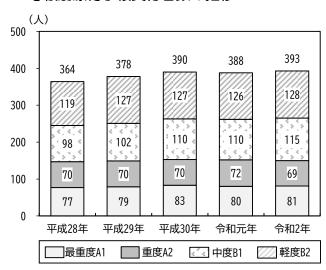
また、等級別の療育手帳交付者数では、中度 B1・軽度 B2 が微増傾向にありますが、最重度 A1・重度 A2はおおむね横ばいで推移しています。

■年齢別療育手帳交付者数の推移



(出典) 南国市福祉事務所

■等級別療育手帳交付者数の推移



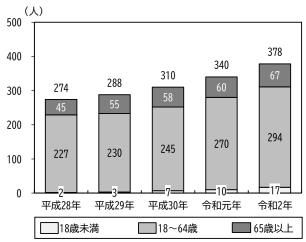
(出典) 南国市福祉事務所

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

年齢別に手帳交付者数の推移を見ると、平成 28 年の 274 人から年々増加し、令和2年には 378 人となっています。

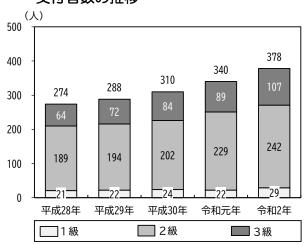
等級別に手帳交付者数の推移を見ると、いずれの等級も微増しています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳 交付者数の推移



(出典) 南国市福祉事務所

■等級別精神障害者保健福祉手帳 交付者数の推移



(出典) 南国市福祉事務所

5. その他、支援を要する人の状況

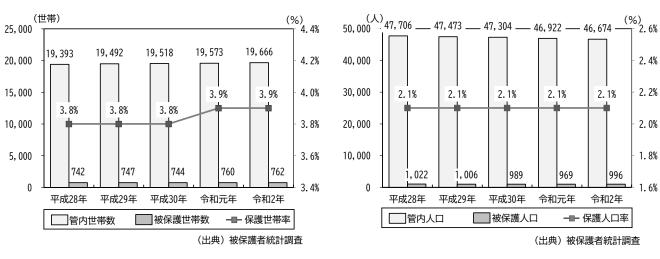
(1) 生活保護世帯について

生活保護世帯数の推移を見ると、平成 28 年から平成 30 年にかけては横ばいで推移していましたが、令和元年に 760 世帯へと微増し、保護世帯率も 3.9%と微増しています。

生活保護被保護人口を見ると、平成 28年の 1,022人以降減少しており、令和2年には 996人となっています。保護人口率は平成 28年以降変動しておらず、2.1%となっています。

■生活保護世帯数と保護世帯率の推移

■生活保護被保護人口と保護人口率の推移

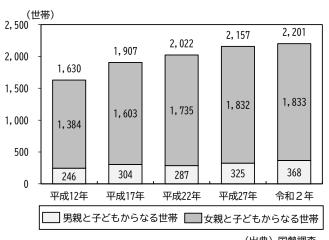


(2) ひとり親世帯について

ひとり親世帯数の推移を見ると、平成 12 年の 1,630 世帯から一貫して増加しており、令和2年には 2,201 世帯となっています。

内訳を見ると、女親と子どもからなる世帯は平成 12 年の 1,384 世帯から年々増加し、令和2年には1,833 世帯となっています。一方、男親と子どもからなる世帯は令和2年には368 世帯と増加していますが、年によって増減があります。

■ひとり親世帯数の推移

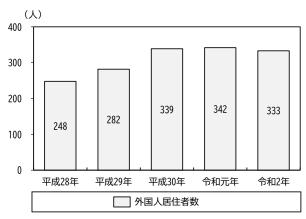


(出典)国勢調査

(3) 外国人居住者について

外国人居住者数の推移を見ると、平成 28 年の 248 人から令和元年の 342 人にかけて増加していましたが、令和2年には 333 人と少し減少しています。

■外国人居住者数の推移



(出典) 住民基本台帳(各年度末時点)

(4) 成年後見制度について

権利擁護に関する相談件数は、令和元年に45件と減少しているものの、毎年約70件となっています。また、市長申立件数は令和2年に5件となっています。

■権利擁護に関する相談件数、市長申立件数の推移

	平成30年	令和元年	令和2年
権利擁護に関する相談件数	72	45	71
市長申立件数	3	3	5

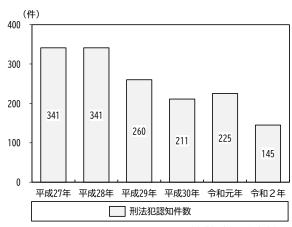
(出典) 南国市長寿支援課

(5) 刑法犯罪者について

刑法犯認知件数の推移を見ると、平成 27 年・平成 28 年の 341 件以降減少し、令和2年には 145 件と半減しています。この刑法犯認知件数を他市町村と比較すると、本市は高知市に続き認知件数が多く、高知県全体の 5.3%を占めています。

一方で、人口に占める割合で比較すると、本市は他市町村と比較して割合が低く、0.31%となっています。これは、高知県全体の人口に占める割合である 0.39%と比較しても低い数値となっていますが、今後も引き続き、地域における再犯防止の取り組みを充実させ、再犯に至らないような支援体制を整備していく必要があります。

■刑法犯認知件数の推移



(出典)高知県警察本部

■人口に対する刑法犯認知件数の割合

市町村名	人口	人口に対する 刑法犯認知件数 の割合
大川村	377	0.53%
高知市	325,706	0.52%
東洋町	2,341	0.47%
須崎市	21, 142	0.45%
香美市	25,959	0.43%
芸西村	3,707	0.38%
黒潮町	11,010	0.33%
大豊町	3,505	0.31%
南国市	46,967	0.31%
総数	704, 352	0.39%

(出典)高知県警察本部(令和2年) 国土地理協会(令和2年4月)

■刑法犯認知件数の総数に占める各市町村 の認知件数の割合

市町村名	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数の総数に 占める各市町村の 認知件数の割合
高知市	1,681	61.8%
南国市	145	5.3%
香美市	111	4. 1%
須崎市	96	3.5%
四万十市	91	3.3%
香南市	89	3.3%
総数	2, 719	100.0%

(出典) 高知県警察本部(令和2年)

■高知県の刑法犯検挙者数、再犯者数と 再犯者率

	令和2年
検挙者数	864
再犯者数	452
再犯者率	52.3%

(出典) 法務省(令和2年)

6. 地域の支援者の状況

現在、本市では 123 名の民生委員・児童委員が地域福祉推進のために活動しています。地区ごとの民生委員・児童委員数は以下の通りです。

そのうち、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員は中学校区単位で配置されて おり、現在 10 人が活動しています。

■民生委員・児童委員の状況

民生児童委員協議会 による地区割		地区	人数
上倉	北部	上倉地区	3
上冶	南部	1 2/13/10/10	3
		瓶岩地区	4
北陵東		久礼田地区	8
		国府地区	4
岡豊		岡豊地区	10
長岡東部		長岡地区	6
長岡西部		長岡地区	9
		長岡地区	4
後免野田	後免地区		3
		野田地区	3
大篠		大篠地区	24
日章		岩村地区	4
山 早 		日章地区	7
大湊		日章地区	2
大 冷 		前浜地区	5
三和		三和地区	8
稲生		稲生地区	6
十市		十市地区	5
T 117		緑ヶ丘地区	5
総数			123

■主任児童委員の状況

中学校区	人数
北陵	2
鳶ヶ池	2
香南	2
香長	4
総数	10

(出典) 南国市福祉事務所(令和3年4月1日)

(出典) 南国市福祉事務所(令和3年4月1日)



民生委員·児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。さらに、児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。

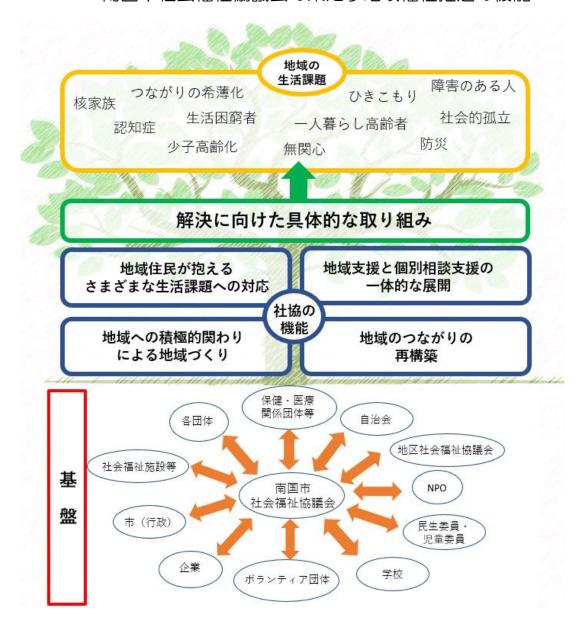
第2節 南国市社会福祉協議会の状況

南国市社会福祉協議会では、「ありがとう」があふれる地域を目指して、市民の参加による福祉のまちづくりを推進するため、地域および市民の生活課題の把握、総合相談対応、関係機関等へのつなぎ、ボランティア活動への支援、福祉教育等に取り組んでいます。

「地域支援」においては、地域にある生活課題に対し、地区社会福祉協議会や地域組織、民生委員・児童委員やボランティアとともに地域住民が主体となって取り組めるようサポートを行っています。また、あったかふれあいセンターの取り組みとして、制度の狭間にある人々の拠点の強化、充実を図っています。

「個別支援」においては、あんしん生活サポートセンターや地域包括支援センターなどにより、地域住民が抱える複合的な福祉課題に対して、行政機関、福祉団体、社会福祉事業者などとの連携強化等、課題の解決に向けた取り組みを行っています。

≪南国市社会福祉協議会の果たす地域福祉推進の機能≫



≪南国市社会福祉協議会の主な事業≫

【地域を支える人づくり】

◇ボランティアセンターの運営

◇ボランティアに関する講座の開催

◇なんこくボランティア DAY の開催

◇福祉教育の推進 ◇災害ボランティアセンター体制づくり(香美市社協・香南市社協との合同模擬訓練)

◇福祉団体や関係機関との連携

◇南国青年会議所と協働でのボランティア活動

◇地域(4中学校区)に担当職員を配置

【地域福祉活動•事業】

- ◇地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理および策定
- ◇地域における見守り体制の強化

◇地区社協でのふれあい配食・ヤクルト訪問活動

◇地域福祉フォーラム「関嬉扇」開催

◇社協だより「まんてん」の発行

◇ホームページ、SNS等での広報

◇赤い羽根共同募金活動

◇歳末たすけあい募金配分金事業

◇社会福祉法人による公益的な取り組み連絡会(しゃこう連)開催

等

【あったかふれあいセンター事業】

子どもから高齢者、障害のある人など誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地 域づくりのため、制度の狭間にある人を対象とし、本市ならではの地域課題のニーズを効果的、 効率的に発見していくしくみづくりと支え合い活動を推進することを目的に実施しています。

【あんしん生活サポートセンター】

本市の総合相談窓口として一般相談、日常生活自立支援事業、法人成年後見事業、生活福祉 資金貸付事業、生活困窮者支援相談事業などを一体的に担っています。

【高齢者に関する活動・事業】

◇生活支援体制整備事業の実施

◇地域支援事業 高齢者の集いの場づくり

◇なんこくありがとうポイント制度

◇南国市老人クラブ連合会事務局

★地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が介護だけでなく保健、医療、福祉な ど様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支援しています。

【障害者・児に関する活動・事業】

◇地域活動支援センター南国との連携◇南国市身体障害者協議会事務局

◇南国市手をつなぐ育成会事務局

【子どもに関する活動・事業】

◇学校連携・福祉教育の推進

◇子ども食堂との連携

◇あったかふれあいセンターでの子ども学習支援の実施

等

★長岡東部保育園・岡豊保育園・子育て支援センターの運営

保育園では、子どもの知育、徳育、体育、食育を目指して、ともに育ち合う喜びや生きる力を育 むことを目標とした保育を行っています。子育て支援センターでは、未就園のお子さんと保護者が ゆったりとした雰囲気の中で、遊んだりおしゃべりをしたりして楽しく交流をしています。



南国市 あったかふれあいセンター

■あったかふれあいセンターとは?

高知型の福祉の形で、小規模多機能型の地域特性に応じた制度の狭間を補うサービスを 展開しています。

■南国市あったかふれあいセンターの取り組み

- 1 子どもから高齢者、障害のある人、地域のみんなが集まれる「居場所づくり」
- 2 住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための「地域づくり」
- 3 地域の課題や、支援や支え合いの「<u>しくみづくり</u>」 この3つの「**つくり**」活動を中心に活動しています。

■南国市あったかふれあいセンターの特徴

月曜日から日曜日まで開所し各曜日にプログラムを設け、「制度の狭間」にある方に必要な サービスが提供できる拠点の強化・充実に取り組んでいます。

【令和4年度プログラム】

	月	火	水	木	金	土	В
午前	MORITO ROOM	個別支援 (※原則	つぐみ アカデミー	MORITO ROOM		学習の場 小学 3〜 4 年生	学習の場 小学 3〜 4 年生
午後	(ŦIJトル-A)	拠点参加 者対象)	独居	(EUFN-7)	独居	学習の場 小学 5〜 6 年生	学習の場 小学 5〜 6 年生
夜			高齢者の 集い		高齢者の 集い		

★MORITO ROOM (モリトルーム)

様々な理由でひきこもり状態にある人や、長期離職中の人などが社会参加できるよう、 コミュニケーションや生活能力向上を目的とした参加支援をしています。

★独居高齢者の集い

子どもがいないもしくは県外在住の独居高齢者を対象に集いを開催し、介護予防や買い物支援、生活の困りごとを支える支援をしています。

★小学生の学習の場

家庭学習の定着を目的に、塾に通っていない小学3~6年生を対象に実施しています。

第3節 市民アンケート調査からみる本市の現状

1. 市民アンケートの実施概要

■調査目的

本市における地域福祉のさらなる発展に向け、地域の生活課題及び地域福祉に対する市民の 考えや意見を把握して「第3次南国市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に活用すること を目的として実施しました。

中学2年生へのアンケート

■調査対象

市立中学校2年生:322人

■調査期間

令和3年1月12日(火)~令和3年1月29日(金)

■調査方法

学校を通じての配布・回収

■回収状況

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
対 象 者	322件	294 件	91.3%

18歳以上の市民へのアンケート

■調査対象

- 18~19歳の市民:492人(平成27(2015)年度に中学2年生だった方)※492件郵送の内、1件が宛先不明で返却されたため、対象全数は491件
- 20~64歳の市民:3,000人(地区別の人口を考慮した無作為抽出)※3,000件郵送の内、12件が宛先不明で返却されたため、対象全数は2,988件
- ※平成27年度に行った調査では20歳~64歳を対象としていましたが、今回の調査では前回 調査時に中学2年生だった方を含め、18歳~64歳に変更しています。そのため、市民アン ケート調査(18歳~64歳)の「前回調査との比較」では、対象年齢の違いが影響している 場合があります。

■調査対象

令和3年1月15日(金)~令和3年2月5日(金)

■調査方法

郵送による配布・回収、礼状兼督促はがきを送付

■回収状況

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	
対 象 者	3,479件	1,260件	36.2%	

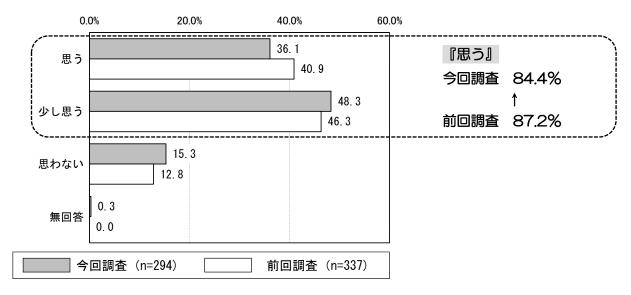
2. 調査結果(一部抜粋)

(1) 中学2年牛へのアンケート

◇将来、南国市に帰ってきたいと思うかについて

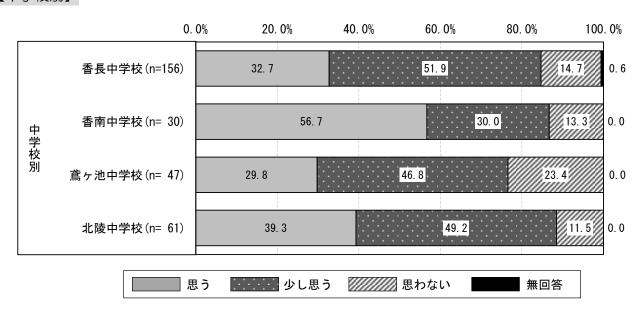
将来、進学や就職で南国市を離れることになったとしても、また南国市に戻ってきたいと思うかについてみると、『思う』(「思う」、「少し思う」)が84.4%となっていますが、前回調査から2.8 ポイント低下しています。

いずれの中学校でも『思う』が「思わない」を上回っていますが、中学校によって回答に 差があり、郷土への愛着には地域差がみられます。



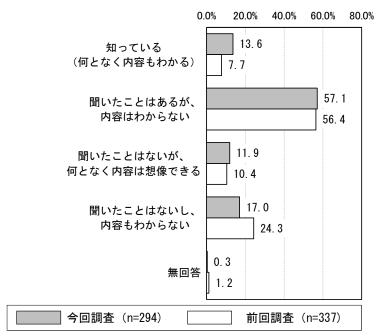
※前回調査は平成27年度の中学2年生へのアンケート調査の数値

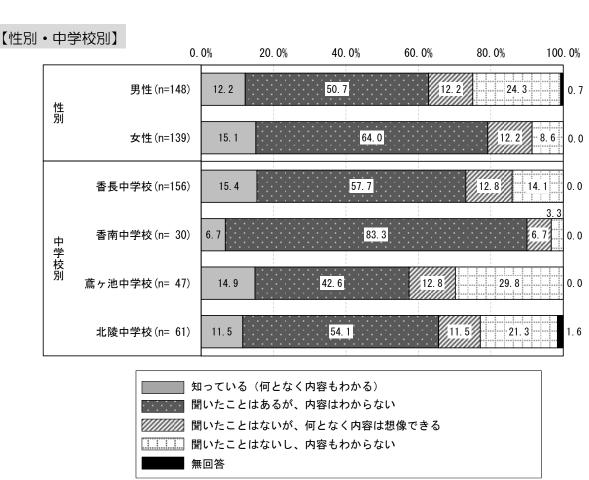
【中学校別】



◇地域福祉という言葉を知っているか

「地域福祉」という言葉を知っているかについてみると、前回調査より「知っている(何となく内容もわかる)」の割合が高くなっていますが、性別、中学校別で地域福祉の推進や 意識啓発には差がみられます。

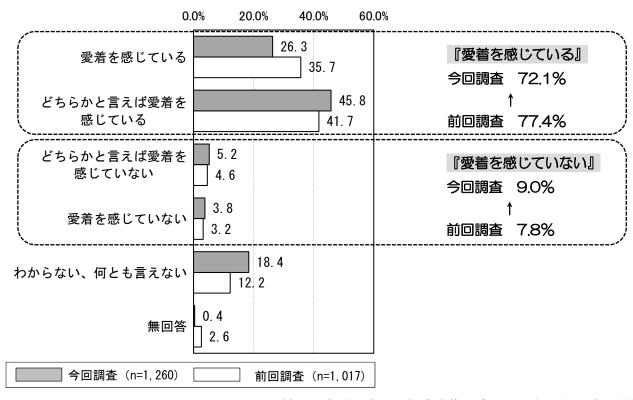




(2) 18歳以上の市民へのアンケート

◇南国市に愛着を感じているか

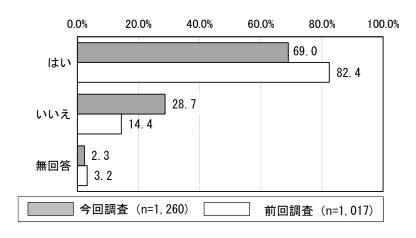
南国市に対する気持ちについてみると、「どちらかと言えば愛着を感じている」が最も高く、次いで「愛着を感じている」となっていますが、前回調査と比較すると、『愛着を感じている』(「愛着を感じている」、「どちらかと言えば愛着を感じている」) は減少しています。



※前回調査は平成27年度実施の市民アンケート調査の数値

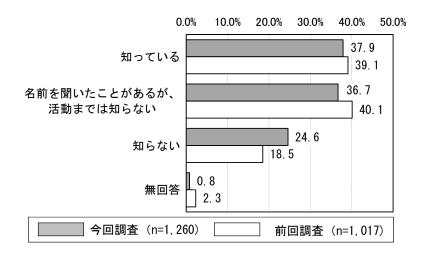
◇自治会・町内会への加入について

世帯が自治会・町内会に加入しているかについてみると、加入している人が約7割となっていますが、前回アンケート調査の結果と比較すると低下しており、市民の地域活動への関心が低くなっている傾向がみられます。



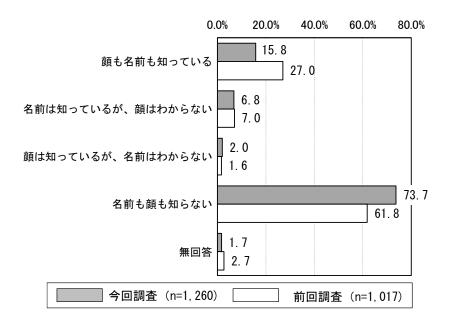
◇南国市社会福祉協議会(社協)を知っているか

南国市社会福祉協議会を知っているかについてみると、「知っている」、「名前を聞いたことがあるが、活動までは知らない」の割合が高くなっていますが、前回調査と比較すると「知らない」が上昇しており、活動内容の周知・啓発に工夫が必要なことがうかがえます。



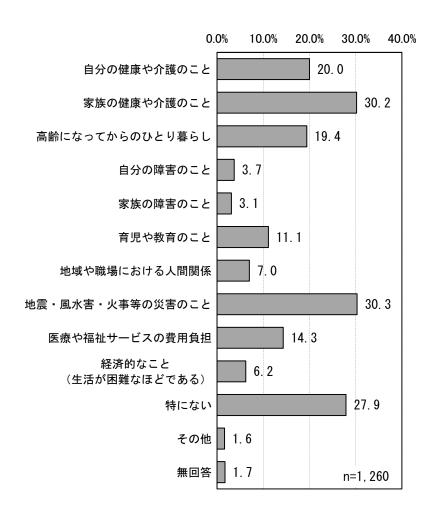
◇民生委員・児童委員を知っているか

お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を知っているかについてみると、「名前も顔も知らない」が7割以上となっており、認知が十分に進んでいない状況となっています。



◇日頃の困っていることや不安なこと

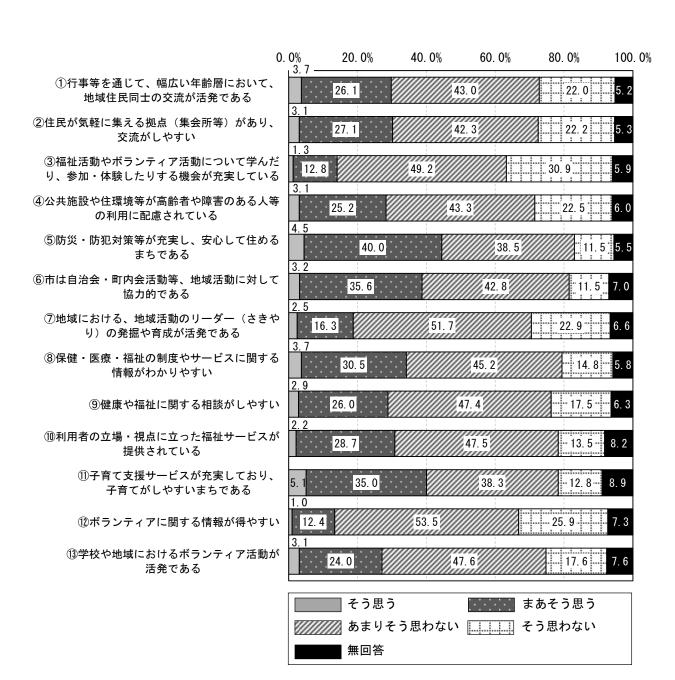
日頃の生活について困っていることや不安なことはあるかについてみると、「特にない」を 除いて、「地震・風水害・火事等の災害のこと」と「家族の健康や介護のこと」がそれぞれ3 割と高く、次いで「自分の健康や介護のこと」となっています。



◇地域や周辺の環境、市の取り組みについて

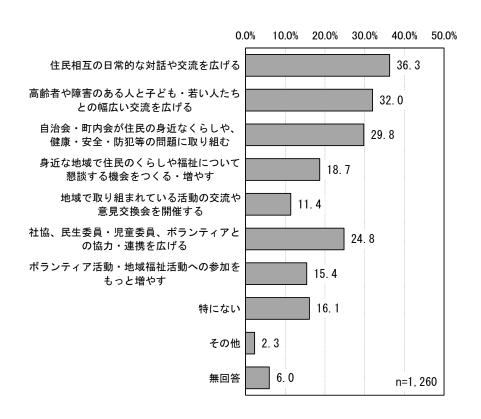
お住まいの地域や周辺の環境、市の取り組みについてみると、『そう思う』(「そう思う」、「まあそう思う」)は《⑤防災・防犯対策等が充実し、安心して住めるまちである》が最も高く、次いで《⑪子育て支援サービスが充実しており、子育てがしやすいまちである》、《⑥市は自治会・町内会活動等、地域活動に対して協力的である》となっています。

一方で《③福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験したりする機会が充実している》、《⑫ボランティアに関する情報が得やすい》については『そう思わない』(「あまりそう思わない」、「そう思わない」)が約8割を占め高くなっており、次いで《⑦地域における、地域活動のリーダー(さきやり)の発掘や育成が活発である》となっています。



◇住民が取り組むべきこと

お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり(地域福祉活動)を進めるうえで、 住民が取り組むべきことは何だと思うかについてみると、「住民相互の日常的な対話や交流 を広げる」が最も高く、次いで「高齢者や障害のある人と子ども・若い人たちとの幅広い 交流を広げる」となっており、地域において、世代や障害の有無を超えた交流が必要と感 じている住民が多いことがうかがえます。



第4節 福祉関係団体アンケート調査からみる本市の現状

1. 福祉関係団体アンケートの実施概要

■調査目的

福祉に関係する団体の現在の取り組みや抱えている課題、地域福祉を推進するために必要だと考えることなどを把握し、本計画における施策の立案等に活用することを目的に実施しました。

■調査対象団体

市内の福祉関係団体

配布数	回収数	回収率
26 団体	26 団体	100.0%

■調査期間

令和3年6月14日(月)~令和3年6月24日(木)

■調査方法

福祉事務所及び社会福祉協議会を通じての配布・回収

■調査回答団体

	団体名		団体名		
1	医療法人つくし会 南国病院	14	南国市学童連絡協議会		
2	JA高知病院	15	一般社団法人 南国市シルバー人材センター		
3	社会福祉法人 和香会 ケアハウス白山荘	16	南国市老人クラブ連合会		
4	居宅介護支援事業所「夢の里」	17	南国市自主防災連合会		
5	えがおの会(認知症家族の会)	18	南国市国際交流協会		
6	地域活動支援センター「南国」	19	南国市地域活性化のための自治活動団体 連合会		
7	南国市身体障害者協議会	20	集落活動センター「チーム稲生」		
8	南国市手をつなぐ育成会	21	なんこく若者サポートステーション		
9	南国市地域包括支援センター	22	南国市民生児童委員協議会		
10	いきいきサークル	23	更生保護サポートセンター「なんこく」		
11	南国市あったかふれあいセンター	24	地域子育で支援拠点 吾岡保育園「おひさま」		
12	特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国	25	あんしん生活サポートセンター		
13	南国市 PTA 連合会	26	傾聴ボランティア南国きく会		

2. 調査結果(一部抜粋)

※< >内は記入された内容についての補足事項です。

(1) 相談体制について

'''''' 【主なご意見】 ''''''''''

■相談体制について

- ・相談に対し、詳細を聞き結果に結びつけ具体的な信頼を得、気軽に相談できるよう準備と真心 を持って接する。
- ・サテライト活動の展開が必要。
- ・専門職が迅速対応できる体制(または機関)。
- ・相談員の質の確保、スキルアップを図ることが必要。

■情報の取り扱いについて

プライバシー保護と支援活動(どこまで関わったらよいのかくという判断>に苦労する)。

自身の困りごとを打ち明けてくれた相談者に対して、相談内容を確実に受け止められる 体制を整備する必要があります。その際には、相談員のスキル向上とともに、相談員が日 頃から相談することができる専門職や他団体との連携も不可欠です。

(2)他団体との連携・協働について

■連携・協働について

- 各種団体との相互関係の活性、確立。
- 各地域の老人クラブ会長等と連携し、地域の情報共有をはじめ課題の把握、自分たちの強みなどをもとに活動を行っていく。
- ・地域の方が相談しやすいよう社協や民生委員の方、包括支援センターともう少し連携が図れたら(感染防止も必要ですが)と思います。
- ・ 行政と地域の方を交えた防災訓練。
- ・公的な制度に位置づけられた他の子育て支援事業や母子保健事業等の連携が必要。
- ・近隣医療機関との症例検討会や、行政、介護福祉施設等を含めた地域医療交流会の開催を 通じて「顔のみえる関係」を維持・構築する。

■情報の取り扱いについて

- 日常生活上の課題について詳細情報の提供を望む。
- 守秘義務貫徹のため内容的な連携は全くできないが、「気が向いたら利用できるこんな団体もありますよ」といった表面的な連携は可能だと思う。

各団体が活動を進めていくうえで、気兼ねなく他団体と連携・協働していけるような体制 づくりを支援していくと同時に、他団体と協力していくことで地域活動を一層活性化して いく必要があります。

また、他団体と連携する際、地域課題等を積極的に情報共有していくことが必要ですが、 中には相談者自身のプライバシーについてなど共有が難しい情報もあります。共有できる 情報は最大限共有しつつ、個人情報の取扱いに関する配慮も必要です。

(3)地域で活動する団体の会員・担い手について

■地域で活動する団体の会員について

- 会員が高齢になり減少しており、会員の確保に協力してほしい。
- 人不足。
- 各組織に活動の温度差があります。

■地域で活動する団体の担い手について

- 若い世代の色んな視点をもった考え方で、次の時代の担い手として協力して欲しい。
- ・市民の方からの需要に、供給が追いつきません。働く意欲があり、健康な 60 歳以上の人材を集めることが急務となっております。
- ・保護司の会員が高齢化し、退任が予測されており、市内全域での保護司確保について紹介 等情報提供を願いたい。

・市、地域のリーダー研修は今後も必要。

会員の高齢化によって活動自体が減っている、次世代の担い手を育成できていないといった課題がみられます。会員を確保すると同時に、継続的に活動できるような担い手の確保・育成に向けて、活動自体を工夫していく必要があります。

■福祉関係団体の活動体制について

- 支援のための予算的な部分が不十分である。
- ・現在の活動紹介や報告(広報も含めて)。
- 様々な課題を抱えている方に必要な情報が届くように発信の仕方をより教えていく。
- ・送迎車両不足(ドライバー不足)。

福祉関係団体の活動を活性化させるためにも、各団体の体制整備を行う必要があります。また、広報活動の充実化を図り、必要な人に必要な情報が届く体制づくりが重要です。

(5) 特定の人たちへの支援について

■支援の不足について

- 制度や福祉サービスで課題解決できない人に対して柔軟な対応が必要。
- 自分で発信できていない人<への支援が必要>。
- 障害のある人への仕事、働く場所の提供。(短時間、特性や病状に合わせた内容)。
- ・ひきこもりを抱える家族が高齢になり、将来が不安。
- 経済的に余裕がなく、サービスや支援を必要としても導入できない。
- ・民間の福祉サービスが少ない。
- 朝や夕の時間帯、日曜日の対応が困難。

■認知症者への支援について

- ・認知症の方を地域が理解していない。
- 警察、かかりつけ医の協力くを得たい>。
- ・認知症の方の見守りネットワークの構築。
- ・地域活動に参加するための移動支援。

■未就労者への支援について

- 各関係機関との連携を強化していく必要がある。
- 本人の希望や能力、就労先の要望や求めている労働力とのミスマッチが多い。

■子育て世代への支援について

- ・土・日・祝日に支援センターが閉所しているため、親子が集う居場所が無い。
- ・長期的学校休業日に、子どもの居場所が少ない。

本人や家族と協力できる関係性を構築し、不足している支援を少しでも補っていくことが必要です。

また、地域活動を行ううえでの困りごとを尋ねた質問項目(問 10)では、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「人々のニーズが具体的につかめない」といった情報不足を指摘する意見も多く、地域住民のニーズを的確に把握していく体制づくりが必要です。

(6) 地域住民の生活上の困りごとの解消

■生活上の困りごとについて

- ・庭の草刈りをしたいが、自分でできない。お金がなく人に頼めない。
- ・病院に一人で行くのが不安(精神的に不安)なので付き添いしてほしい。
- 話し相手がほしい。
- ・一人暮らしで急な体調悪化した場合に不安。
- ・移動手段としての交通手段が無い。
- ・独居や認知症の方の見守り。
- ガソリン・タクシー券(再考の必要あり)。

■住宅について

・老人障害者の一人暮らしの場合、住宅の確保が難しい。気持ちよく借りることができない。

庭の草刈り、外出の付き添い、話し相手、見守りといった自分自身では解消できない悩みを、住民間または市や各団体などが協力し、解決していく必要があります。また、高齢・障害によって住居の確保が難しいという意見もあり、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような体制を整備することが重要です。

【主なご意見】

■生活環境の不便さについて

- 買物に行きたくても車がないと行くことができない(交通の便が悪い)。
- ・配食サービス等、市中心部が主で山間地域が置き去りにされている。

■空き家・空地について

- ・耕作放棄地<がある>。
- ・山側の「あき家」対策、古いキケンな家くがある>。
- ・学校の空き教室を活用して日本語教室ができないかと考えている。

耕作放棄地や空き地、空き家に関する指摘もあり、現在使用されていない土地の活用方法や、あまり使用されない道路の整備が必要です。また、同じ市内でも地域によってサービスや環境の格差が大きくなっており、誰もが住みやすいまちにするために、地域間格差をなくしていく必要があります。

(8) その他

■その他

- 行政、社協等アンケート実施 (サービス開始に向けての) しても、実現することが少ない。 その後の報告がなかった事もあり状況把握できない等。
- 本人の希望や能力等のギャップを十分埋め切れていない。
- 地域課題に対しての取り組み状況の把握くが必要>。
- もう少しだけ気楽に「助けて(支援して)」を出してもいいんだという社会的認識を醸成していきたい。緩くつながり合い支援し合える地域社会をつくっていきたい。
- ・発災時の避難場所について、女性や子ども・高齢者が(プライバシー等)避難をためらわないですむように(逃げ遅れないように)自主防災組織等と考えていきたい。

学校教育や社会教育での福祉教育を充実する。

アンケート調査の結果を確実に施策へ反映し、誰もが"本市(地域)で暮らしやすくなった"と実感できるようなしくみづくりが必要です。同時に、介護・障害・教育・防災など各分野の抱える課題を"地域福祉"という大きなまとまりで捉え直し解決していく体制を考えていくことも重要です。

また、市や関係する全ての団体が協力して、情報共有のしくみを主体的に考えていく必要があります。

第5節 前回計画の評価

前回計画の各施策について、市役所担当課、社会福祉協議会において進捗状況の評価を行い ました。評価基準はA~Cの3段階で判定しています。

A:成果あり、計画策定時より大きく改善

B: 成果はどちらとも言えない、変化なし

C:成果なし、取り組みが不十分・未実施

※1つの取り組みに対して担当課が複数ある場合があります。そのため、前回計画に記載して いる取り組みより評価数が多いものもあります。

基本目標1

元気な地域・人づくり

市民の誰もが地域への愛着や福祉への関心を持てるよう、福祉教育の推進や地域交流の輪を 広げる生きがいづくりに向けた取り組みを実施しました。

	А	В	С
基本方針1 「顔の見える関係」づくり	2	4	1
基本方針2 地域福祉を担う人づくり	1	5	1
基本方針3 健康づくり・生きがいづくり	1	9	0

成果の出ている取り組み

○あったかふれあいセンターの充実 ○「いきいきサークル」の活性化

○公民館等の積極的な活用

等

等

成果が十分でない取り組み

▼あいさつ・声かけ運動の実施

▼牛涯教育等における福祉教育の充実

全地区での定期的な座談会の開催は行えていませんが、地域の集いや話し合いの場へ訪問 し、地域の課題把握に努めています。

あったかふれあいセンターの事業は平成30年度にリニューアルをし、ふくしの拠点とし て強化、充実を図っています。

前回計画策定後に市民に周知啓発する冊子を作成し、市内の小中学校や公民館、図書館へ配 布しましたが、福祉教育の場で活用できておらず、課題となっています。

また、市民の健康づくりに向けた取り組みを進めていますが、健康づくりに関する事業・研 修会等は令和元年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となることが多くなっ ています。

基本目標2 安心の支援体制づくり

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、福祉サービスの充実を 図るとともに、生活困窮者等、支援を必要とする人の自立・社会参加に向けた取り組みを実施 しました。

	А	В	С
基本方針1 福祉サービスの充実	7	9	0
基本方針2 要配慮者への支援の充実	3	8	1
基本方針3 自立・社会参加支援の推進	2	5	0

成果の出ている取り組み

〇福祉サービスの提供体制の確保・充実 〇市民主体の福祉サービス創出の支援

○生活困窮者自立支援事業の推進

○要配慮者の情報共有の推進

等

成果が十分でない取り組み

▼避難行動要支援者の個別計画作成と情報共有の推進

等

生活困窮者等については関係機関と連携し支援を行っており、事業を周知するために地域 住民への説明会や市内の企業、店舗に広報をするなどアウトリーチに努め、相談につながるよ う取り組んでいます。

避難行動要支援者名簿、要配慮者台帳については、更新を年2回行っています。福祉関係団 体との情報共有に向けて、要配慮者台帳整備検討会で議題にしていますが、具体的には進んで

また、避難行動要支援者に対する個別計画の作成にはほとんど至っておらず、課題となって l います。

基本目標3 住民の福祉を守るしくみづくり

情報提供や相談体制の充実を図るとともに、防災、防犯、子育て支援、子どもの居場所づく りに向けた取り組みを実施しました。

	Α	В	С
基本方針1 情報提供・相談体制の充実	1	14	0
基本方針2 福祉視点の防災・防犯等の推進	0	3	2
基本方針3 子育て支援の充実	5	2	0

成果の出ている取り組み

○専門機関同士の連携強化

○あったかふれあいセンター等との連携強化

- ○地域との連携強化
- 〇放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携強化

等

成果が十分でない取り組み

▼福祉避難所指定施設の増加

▼ユニバーサルデザインの推進

等

支援を要する人が自分に必要な制度やサービスの情報を得ることができるように、ホーム ページや広報、チラシで周知を行っていますが、限られた紙面の中で、伝えたい情報量と見や すい紙面のバランスをどう保つかが課題となっています。

福祉避難所指定施設の増加については、福祉避難所として機能できる施設を新たに開拓し、 協定を締結できるように働きかける必要がありますが、十分に取り組めていない状況です。

また、ユニバーサルデザインの推進では、既存施設の改修(非構造部材耐震化工事)を進め ており、地域交流センターや図書館についてはユニバーサルデザインに配慮して整備をして います。

基本目標4

協働と連携の基盤づくり

市や社会福祉協議会の活動の「見える化」を図り、住民にわかりやすい地域福祉を住民と協 働で推進するとともに、地域で活動する団体への支援を実施しました。

	А	В	С
基本方針1 地域福祉推進の環境づくり	2	4	1
基本方針2 活動団体の育成・支援の充実	1	5	5
基本方針3 地域包括ケア体制構築の推進	0	7	4

成果の出ている取り組み

○自治会活動への支援の推進

等

成果が十分でない取り組み

- ▼関係機関の連携による活動の「見える化」の推進
- ▼地区社会福祉協議会の周知
- ▼ボランティア・NPO団体等の支援の充実
- ▼多様な主体との協働による支え合いの推進 ▼関係機関の情報共有の場の提供

等

関係機関が集まり、南国ネットワーク連絡会を開催し、関係機関による情報共有を行ってい ます。南国ネットワーク連絡会に参加する機関でなんこく生活相談会を開催し、地域住民の相 談等に対応しています。

地区社会福祉協議会の周知については、広報紙等で取り組みの紹介を行ってきましたが、ま だ多くの地域住民が参加するきっかけになるような理解には不十分となっています。

また、誰もが安心して暮らせる地域をつくるために地域包括ケアシステムの構築を目指し てきましたが、ボランティア・NPO団体については把握できておらず、多様な団体との連携 が課題となっています。

基本目標5 住民の活動を中心としたまちづくり

住民主体・住民参加の地域福祉を進めるために、8つのテーマに基づいた取り組みを実施し ました。

		А	В	С
テーマ1	「結」顔が見える地域づくり	0	2	0
テーマ2	「絆」手と手をつなぐまちづくり	2	0	0
テーマ3	「心」人と人とのつながりづくり	2	1	0
テーマ4	「場」みんなァが集える居場所づくり	1	1	0
テーマ5	「健」心も!体も!健康に!	0	2	0
テーマ6	「知」知って!知らせて!知人づくり!	1	2	0
テーマ7	「楽」スキなことを見つけよう!	1	1	0
テーマ8	「命」いのちの大切さ再発見!	0	0	2

成果の出ている取り組み

〇生活困窮者自立支援事業を推進する

○あったかふれあいセンターの充実を図る

○各種講座を開催する

○地域活動の活性化を図る

等

成果が十分でない取り組み

▼安全に関する情報の発信を積極的に行う ▼地域の防災活動を支援する

等

社会状況の変化により「さきやり」の発掘は難しいため、地域活動を行う「担い手」の育成 に努め、あったかふれあいセンターでは担い手育成を目的としたプログラムを開催しました。 また、地域福祉への理解の高揚に向け、地域福祉フォーラムや住民による地域サポーターミ - ティングを実施していますが、福祉に関心がない世代への意識づけが課題となっています。

第6節 本市の課題

統計データ、市民アンケート調査、福祉関係団体アンケート調査等の結果を踏まえ、本市の課題を5つ抽出しました。それぞれの課題に対応する施策を重点施策とし、本計画期間中に課題解決に向け、取り組みを推進していきます。

課題1. 世代や居住地区ごとの悩みを解消していける地域づくり

世代や居住地区の違いなど、地域住民を取り巻く状況は様々です。住民ごとの困りごとや悩み、課題を解決するために、ニーズを正確に把握し適切な支援サービスへつなげていく必要があります。その際、居住地区によっては、地域活動を主体的に推進していく担い手が不足しているなどの課題を抱えていることもあります。世代や居住地区に合った支援サービスを考えるためにも、関係団体や地区、市などの連携を強化していく必要があります。



基本目標3-基本方針2「誰もが利用しやすい福祉サービスの推進」

課題2. 地域住民が地域活動に積極的に参加していける地域づくり

「地域で交流を深めていきたい」と考える地域住民と、地域活動を後押しする市や関係団体が深く関わっていけるような体制づくりが必要です。その際には、地域活動への新たな参加者を見つけ出すのみならず、どんな活動をしていきたいのか考え直し、地域活動や活動を担う団体が先々まで続けていくことができるような工夫を検討することが重要です。



基本目標1-基本方針2「地域福祉を担う人づくり」 基本目標4-基本方針3「活動団体の育成・支援の充実」

課題3. 個人の生活スタイルを尊重した地域づくり

地域活動に参加する余裕がない人、そもそも地域と関わりを持ちたくない人など、地域との関わり方に関する住民の意見は様々です。地域に関わりたい人が進んで地域活動に参加できるような体制づくりのみならず、地域に関わりたくない人や関わりにくい人にも必要な支援サービスが行き届くような体制づくりが必要です。

また、令和元年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、予定していたイベント・研修・勉強会等が相次いで中止となりました。地域活動がこれ以上停滞することのないように、新しい生活様式に合わせた地域づくりが重要となります。



基本目標1-基本方針1「「顔の見える関係」づくり」 基本目標3-基本方針2「誰もが利用しやすい福祉サービスの推進」

課題4. 市・関係団体等が協力して課題解決できる地域づくり

地域課題が複雑化・多様化する現在では、特に関係団体や市、社会福祉協議会等が連携して 地域課題を解決していく必要があります。そのためには、市が関係団体等と情報を共有し、協 力し合えるしくみを考えるとともに、個々の団体が分野や地区を問わず他団体と積極的に交流 を図り、知識や情報を交換することができる体制を整える必要があります。



基本目標2-基本方針1「包括的な相談支援体制の充実」 基本目標4-基本方針2「多様な主体との連携強化」

課題5. 災害対策を徹底した安心安全の地域づくり

地域住民の多くが、地震・風水害・火事などの災害に対して関心を持っている一方で、災害 対策に向けた活動に積極的に取り組んでいる人は決して多くありません。今後、万が一、南海 トラフ地震のような大災害が起こったとしても全ての地域住民が円滑に、そして確実に避難で きるような体制づくりが必要です。



基本目標2-基本方針5「防災・防犯等の推進」

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では、平成24年3月に策定した第1次地域福祉計画から、『みんなァ!!』をキャッチフレーズに掲げ、子どもから高齢者、障害のある人など、全ての市民が、住み慣れた地域で安心して、みんなァで支え合いながらいきいきと暮らすことができる地域づくりに取り組んできました。

そして、前回計画では『みんなァの"あい"があふれる南国市 ~あいさつから であい ふれあい 支えあい~』を基本理念に掲げ施策を展開してきましたが、近年の社会状況の変化により、地域の中での支え合いの弱体化や担い手不足等の様々な課題があがっています。

そのため、本計画においても前回計画に引き続き、『みんなァの"あい"があふれる南国市 〜あいさつから であい ふれあい 支えあい〜』を基本理念とし、"あい" にあふれ、あた たかな支え合いの輪が市全体に広がることを目指して、地域福祉に関する様々な取り組みを推 進していくこととします。

基本理念

みんなアの "あい" があふれる南国市

~あいさつから であい ふれあい 支えあい~

また、計画の理念や推進するためのしくみづくりと、それに基づく具体的な行動を示し、より地域の実情に応じた活用できる計画とするとともに、市民みんなアが互いに協力し合って、地域福祉を進めていくことを目指して、計画の名称を『みんなアで進める"なんこく地域福祉プラン"』と定めます。

計画の名称

みんなアで進める

"旅んこく地域福祉プラン"

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、次の4つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標

元気な地域・人づくり

市民の誰もが地域への愛着や、福祉への関心を持てるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進します。また、地域活動に参加しやすくなるよう、交流の場や機会の提供を図るとともに、様々な地域福祉に関わる活動の促進に向け、担い手の発掘と育成に努めます。さらに、市民全員が元気な地域を目指し、健康づくりや生きがいづくりを推進します。

基本目標2

安心の支援体制づくり

みんなァが安心して暮らせる地域に向けて、市民や関係団体、社会福祉協議会、市などを含む地域が一丸となって取り組むことのできる支援体制づくりを行います。また、福祉サービスを必要とする人が、「制度の狭間」に陥ることがないよう、包括的な相談支援体制の構築・強化に努めます。

基本目標 3

誰もが必要なサービスを利用できるしくみづくり

誰もが必要なサービスを利用できるよう、サービスに関する情報をわかりやすく提供・発信することに努めるとともに、市民のニーズを把握する体制の構築を図ります。また、権利擁護の取り組みや再犯防止に関する施策を推進し、気軽に相談できる体制を整備します。

基本目標 4

協働と連携の体制づくり

市民と協働で地域福祉を推進するために、福祉に関する活動の「見える化」を図るなど、地域福祉に関する意識を高める取り組みを推進します。また、市や関係機関・団体等の多様な主体の連携強化に努めるとともに、地域で活動する団体への支援を行います。

第3節 施策体系



第4節 計画の推進体制

1. 地域福祉を推進する主体

本計画の推進にあたっては、以下の主体がそれぞれの役割を推進するとともに、相互が協力し合い、協働によって進めていくものとします。

住民一人ひとり

本市在住の市民を指します。

市

南国市(行政)を指します。

社会福祉協議会

南国市社会福祉協議会を指します。

福祉関係団体等

福祉サービス事業者や 医療機関、ボランティア団体、 NPO、その他の関係団体を 指します。

民生委員·児童委員

厚生労働大臣から委嘱されたボランティアとして、地域住民の立場に立ち、皆さんの暮らしを支援する方々です。

地域

隣近所や小学校区などの小地域や南国市全域等の広域等、取り組みによって範囲が異なります。

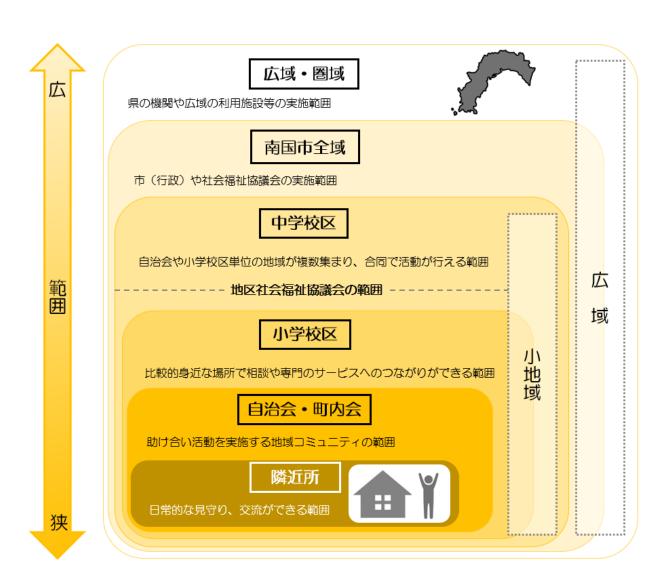
(次ページ参照)

2. 本市における「地域」の範囲

日常生活で地域を考えるときに思い浮かぶ地域は隣近所から市全域まで様々であり、地域福祉を進めていくうえでの「地域」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさ、範囲によって異なります。

隣近所の最も小さい範囲から市全域まで、地域を重層的に捉え、適切な範囲において施策を 展開することで、効果的な活動を図ることが重要です。

また、それぞれの範囲で活動している人々が、その範囲の中で横のつながりを築くだけでなく、範囲を超えた連携も築いていく必要があります。



第4章 施策の展開

基本目標1 元気な地域・人づくり

1. 「顔の見える関係」づくり

重点施策

□現状・課題□

- ▶世帯規模の縮小、働き方や価値観の多様化により、地域の関係性の希薄化が進んでいます。 隣近所などの身近なところから関係づくりを進めていくことが重要です。
- ▶中学2年生へのアンケートでは、隣近所の人に地域で会った時、あいさつをしているかの質問において、「いつもしている」が4割以上を占めていますが、「となり近所の人を知らないので、したくてもできない」の回答も一定数みられます。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、近所との関係の質問において「何か困ったときには助けてと言える」関係が前回調査時より減少し、1割程度となっています。また、地域福祉活動を進めるうえで、住民が取り組むべきことについての質問において、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」、「高齢者や障害のある人と子ども・若い人たちとの幅広い交流を広げる」の回答が多く、それぞれ3割を超えています。

□目指す姿□

自分が住んでいる地域に関心を持ち、日頃から隣近所に住む人と交流し、お互いの顔が見える関係を築いている地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ■隣近所の人と積極的にあいさつをしましょう。
- ●まずは身近なところから、地域の人との交流を心がけましょう。
- ●地域の行事に関心を持ち、声をかけあって参加するよう心がけましょう。

地域でできること

●地域のイベントや行事の継続、拡充を図るとともに、その情報を住民一人ひとりが得られるよう周知に努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●地域住民や地域の情報を把握しましょう。
- ●地域の要望や課題を共有し、解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

●地域のイベントや行事への積極的な参加を心がけることで、事業を利用している人も一緒に参加しやすい環境づくりに努めましょう。

市の取り組み

(1) 地域参加のきっかけづくり

あいさつ・声かけ運動の実施

- ・社会福祉協議会と連携して、あいさつからはじまる地域福祉を推進し、隣近所や支援を必要とする人への日常的な声かけができる地域づくりを進めるとともに、「あいさつの日」の設定を目指します。また、地域における相互の見守り関係の構築を図るとともに、地域行事等に誘い合って参加できる土壌づくりを推進します。
- 啓発冊子「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪!~」を活用し、隣近所や支援を 必要とする人への日常的な声かけを地域に広める活動を推進します。

●ワークショップ・座談会の開催

• 地域における交流の推進と課題把握のため、社会福祉協議会と連携して各地区での座談会等を開催し、地域の人と市が協働で地域福祉の推進に取り組めるよう努めます。

(2) 地域の交流の場づくり

●公民館等の積極的な活用

- 各地区にある公民館を、幅広い世代が利用できる交流の場として、地域行事はもちろん、 サークル活動や稽古事、健康づくりや防災教室等、多方面において積極的に活用します。
- 身近な地域で、安心して活動が継続してできるよう、地域集会所の耐震化や修繕等に要する費用の一部を支援するとともに、避難所に指定されている地区公民館について、非構造部材耐震化工事を順次実施していきます。



南国市 地域福祉ガイドブック 「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪~」

本市では、地域福祉の推進に向け、平成 30 年3月に啓発 冊子「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪!~」を 製作しました。

このガイドブックでは、地域のみんなが安心して暮らせる しくみについて、南国市に住んでいる南国家を舞台に物語形 式でわかりやすく紹介しています。

福祉教育や地域の集いの場等で、ガイドブックを活用し、 『こんにちは』から始める地域の輪が広がるように取り組み ます。



社会福祉協議会の取り組み

(1) 地域参加のきっかけづくり

●住民ニーズの把握・市民主体の活動支援

- 地域課題に沿ったイベント等を積極的に実施し、住民の健康づくり・生きがいづくりや交流を促進します。
- ・ニーズ把握やプログラムを適宜見直すことにより、潜在している対象者を見つけ出し、参加者を増やすことで市民同士の交流に結び付けていきます。

●市民へのイベントの周知・参加促進

- 対象者によって広報 周知の方法を変更するなどの工夫やSNSの活用を継続し、市民の参加を促進します。
- 社会福祉協議会を身近に感じてもらえるよう、ホームページや広報紙を充実させていきます。

●地域座談会等の開催

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携し、各地区年1回 以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- ・地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく、別の方法も検討し、社会状況に合 わせて取り組みます。

(2) 地域の交流の場づくり

●公共施設・社会福祉施設等の活用促進

- 社会福祉協議会が主催するイベント等に公共施設・社会福祉施設等を積極的に活用していきます。
- 市内の社会福祉法人との連携を強化し、社会福祉法人が地域住民にとってより身近に感じられるような取り組みを実施していきます。

数值目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
近所づきあいしている 市民の割合	市民アンケートにおいて、近所づきあいの程度が困りごとの相談・助け合いやそこに至らぬまでも世間話をする程度である市民の割合	34.8%	70.0%



地区別地域福祉活動計画

本市では、住民が集まり、地域について話し合う座談会を開催しており、令和3年度は4地区(久礼田地区、野田地区、前浜地区、緑ヶ丘地区)において座談会が開かれました。

座談会では、自分たちの地域のいいところや課題、自分たちでできることについて話し合い、 各地区の住民みんなで取り組んでいく内容を考え、現在4地区で地区別の「地域福祉活動計画」 が策定されています。 ☆: 一人ひとりができること O: 地域でできること

住んでよかったと思える 笑顔あふれるみんなの久礼田

☆久礼田地区住民が各々意識してゴミ出しなど のちょっとした時にも「最近どう?」と声かけ を行ったり、おしゃべりをする

○地域活動の継続(→久礼田カフェ…みんなが 参加できる工夫を検討していく)



みんなが主役! 全員集合な野田!

☆おせっかいを遠慮せずにする
☆地域に知っている人を増やす
〇子どもも関わる行事、イベントなどで住民
同士が関わることができるように企画する
○防災意識の向上



子どもの元気!地域にパワー! やっぱりいいな前の浜

☆声をかけ合って避難訓練への参加をする☆子どもたちへ「いってらっしゃい」、「おかえり」の声かけをする

○前浜地区に今ある地域の活動、行事を継続してい くとともに、見直しを行い参加したいと思える活 動などを企画検討する



あいさつからはじめよう! 安心して暮らせる緑ヶ丘

☆あいさつをする

☆清掃活動など地域活動に参加をする

○人を知り、つながる機会の継続と復活

〇年に1回は各地区代表等が集まり、情報交換 の場を持つ



2. 地域福祉を担う人づくり



□現状・課題□

- ▶地域での活動においては役員の高齢化や構成員の不足により、地域活動の停滞や縮小が懸念されています。支え合う地域づくりを推進していくためには、住民一人ひとりが地域の課題を自分のこととして捉え、主体的に動く体制づくりが重要です。
- ▶中学2年生のアンケートでは、今後あなたにできるボランティア活動があるとしたら、やってみたいと思うかという質問において、「やってみたい」の回答が4割を超えています。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、地域における地域活動のリーダー(担い手)の発掘や 育成が活発であるかという質問において、「そう思わない」が7割を超えています。
- ▶関係団体アンケートでは、団体の課題として、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー (後継者)が育たない」をあげている団体が多数ありました。

□目指す姿□

地域の中で主体的に動く人が増え、地域活動の担い手が育ち、地域活動が活発に行われる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ○広報紙等から、地域やボランティア等の活動の情報を積極的に得るよう心がけましょう。
- ●地域に関心を持ち、自分にできることから始めてみましょう。
- ●友達や仲間を誘い合って、地域の活動に参加しましょう。

地域でできること

- ●市民に情報が届くよう、活動の積極的かつ効果的なPRを心がけましょう。
- ●活動の新規加入者を増やすために、参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- ●市民が地域活動に参加しやすくなるよう、情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

●地域の情報を把握するとともに、地域の要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- ●自分たちが行っている活動について、積極的に周知しましょう。
- 福祉に関する講座や行事等の企画・実施をしましょう。
- ■職員や従業員等が率先して地域貢献活動に取り組みましょう。

市の取り組み

(1) 福祉教育の充実

教育機関との連携による福祉教育の充実

- ・福祉教育における出前授業の内容を充実させ、幼・保・小・中・高等学校における福祉教育の充実を目指します。また、福祉教育・活動を通じて地域や福祉に関心を持った幼児や児童生徒の育成に取り組みます。
- ・福祉教育において、啓発冊子「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪!~」の活用 を推進し、児童生徒が地域に親しみを持てるように努めます。

●生涯教育等における福祉教育の充実

• 市民が福祉について学べる機会や場を提供し、その周知を行うことで、市全体の福祉への 意識の向上を図ります。

(2) 「地域活動の担い手」の発掘・育成

●「地域活動の担い手」の発掘・育成

- 「地域活動の担い手」発掘のため、様々な世代が参加しやすい地域行事の実施方法を検討するとともに、その育成を支援します。
- ・業務分担や活動人員の確保等、「地域活動の担い手」の負担を軽減し、やりがいがあり魅力的な体制づくりを支援します。

●地域内活動の連携・強化

• 集落支援員を通じて、複数の地域活動団体が情報共有・連携を進める組織として「地域内連携協議会」の設立を支援し、地域内で多くの人材が役割を分担し活躍できるしくみづくりを進めます。

(3) ボランティアの育成

●高齢者の見守りボランティアの育成

- ・小・中・高等学校においても「認知症サポーター養成講座」を開催し、幅広い世代の認知 症サポーター養成を目指します。
- キャラバン・メイト(「認知症サポーター養成講座」の講師)のフォローアップ研修等の 実施を検討します。

ありがとうポイント制度の周知

• 高齢者のボランティア活動に対する「ありがとうポイント制度」の周知を図り、ボランティアの参加意欲向上を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 福祉教育の充実

●福祉教育の充実と機会提供

- 地域や社会の情勢に合わせた福祉教育の提案や地域住民の福祉に対する意識向上を図る 活動を行います。
- 教育機関と連携・協働し、市内の小・中・高等学校における体験授業や啓発冊子「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪!~」を活用した福祉教育を行い、地域や福祉を知るきっかけづくりを行います。

(2) 「地域活動の担い手」の発掘・育成

●「地域活動の担い手」の発掘・育成

- 市民や関係機関と協力し、地域福祉推進のリーダーとなる人の発掘・育成に努めます。
- 地域住民とともに担い手不足等の福祉課題を考える場を開催し、積極的に支援をしていきます。

(3) ボランティアの育成

ボランティアセンターの活動強化

・誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域福祉を担 う人やボランティアの発掘と強化に努め、ボランティアー人ひとりが自己実現に向けて 活動できるよう支援します。

数值目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
認知症サポーターの 養成	「認知症サポーター養成講座」の 受講者数	230 人/年	260 人/年**
地域活動のリーダーの 発掘・育成が活発だと 思う市民の割合	市民アンケートにおいて、地域活動の リーダーの発掘や育成が活発である と回答した市民の割合(「そう思う」 「まあそう思う」を合わせた数)	18.8%	30.0%

※南国市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に掲げている目標値(令和5年度)

3. 健康づくり・生きがいづくり

□現状・課題□

- ▶高齢化が進行する中、自身や家族の健康状態に不安を抱える人が多くみられます。また、 新型コロナウイルス感染症により市民の生活スタイルや健康に対する意識は変化しています。
- ▶介護が必要な状態にならずに、元気に暮らすことを目標に、体力、栄養の低下がみられた 方を対象に介護予防の運動教室につないでいます。
- ▶総合型地域スポーツクラブと連携して、地域住民に向けた地域福祉推進のイベント開催や各種運動教室での健康づくりを行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響からイベントの開催や実施が困難となり市民の健康づくり等に影響が生じています。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、日頃生活について困っていることや不安なことはあるかという質問において、「家族の健康や介護のこと」が3割、「自分の健康や介護のこと」が2割を占めています。

□目指す姿□

健康づくり、生きがいづくりを推進し、住み慣れた地域でみんなァが元気でいきいきと生活 できる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●簡単な体操やウォーキング等、日頃から運動することを心がけましょう。
- ●定期的に健康診断(健診)を受診しましょう。
- ●興味のあるボランティアや運動、文化活動等、様々な分野の活動に積極的に参加しましょう。

地域でできること

- ●地域ぐるみで健康づくりや生きがいづくりに取り組みましょう。
- ●市民がより多くの選択肢を得られるように、様々な団体等の活動を支援し、その活性化に 努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●地域のイベントや講座開催等の情報を広く市民に周知していきましょう。
- ●隣近所や親しい人と一緒に参加するなど、参加しやすい環境づくりに努めましょう。

福祉関係団体等ができること

- ●活動内容の検討や工夫を行うなど、市民が興味を持ち、参加したくなるような活動を実施 していきましょう。
- ●他団体と連携し、活動情報の提供を行うなど、活動の活性化に努めましょう。
- ●市民が活動への参加を希望した際には、他の関係主体と連携し、支援しましょう。

市の取り組み

(1) 健康づくりの充実

●地域における健康づくり活動の支援

・健康まつり(きらりフェア)や運動教室、栄養教室等を感染対策に留意しながら開催し、 地域住民が集まって健康づくりを行う取り組みを推進します。

●受診率向上に向けた取り組み

- 市で実施している特定健診 がん検診等の各種健康診断について、ハガキや電話等での受診を行い、受診率向上を図ります。
- 各種検診(健診)の受診率を向上させることで、生活習慣病の発症と重症化予防につなげ、 市民の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を進めます。

●食育の推進

- 第4次食育推進計画の取り組みと連携しながら、食育を実践する市民が増えるよう、ヘルスメイトや食育ボランティアの活動を支援します。
- 保育園、小中学校等とも連携しながら誰もが生涯にわたって健全な食生活を実現できるよう施策を講じていきます。

(2) 介護予防の充実

通いの場の活性化

• 介護予防のためには、「運動」「栄養」「社会参加」を充実させ、フレイル*に陥らないようにすることが重要です。人とのつながりを保つため、いきいきサークルなどの高齢者の通いの場で講座やフレイルチェックを実施し、参加者の拡充に努めます。

●介護予防事業の推進

• 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みやフレイル予防事業を推進し、健康 寿命の延伸を目指します。

(3) 生涯学習活動の充実

●公民館におけるサークル活動等の充実

- ・公民館を地域の交流拠点とし、地域住民が楽しみながら交流できるよう、感染症対策にも 留意しながら、サークル活動の充実を図ります。
- ・健康づくりや防災に関する教室、文化・芸術、スポーツ活動の振興等、幅広い活用を支援 します。
- ※ 加齢によって心身の活力(筋力、口腔機能、認知機能、社会とのつながり等)が低下した状態。 この状態が長く続くと、要介護や寝たきりのリスクが高まる。平成26年に日本老年医学会が提唱。

●各種研修・講座の充実

• 市民のニーズに合った魅力的な研修や講座等を開催し、生涯学習の場や機会を提供します。

●スポーツ活動の推進

・市民が気軽にスポーツ活動を行えるきっかけづくりとなるよう、総合型地域スポーツクラブの取り組みやスポーツイベントについての周知を図り、スポーツを通じて多世代の交流や出会いの場、健康・生きがいづくりが活発に行われる地域を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 健康づくりの充実

●市民の健康づくりの支援

• 地域の誰もが健康づくりに取り組めるよう、総合型地域スポーツクラブ等と連携をして、感染症対策に留意しながらイベントや教室を開催し、地域住民の健康維持、増進に努めます。

(2) 介護予防の充実

●介護予防の取り組み強化

• いきいきサークルや老人クラブ等、高齢者にとって身近な場所で介護予防に取り組めるような活動の支援や情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、多くの市民が参加できるようなしくみづくりを推進します。

(3) 生涯学習活動の充実

●各種講座の開催

- ・座談会等を通して情報発信や意見交換等、日常の関わりから住民ニーズを把握し、興味を引く講座や魅力的な講座を効率的に実施します。
- 社会福祉大会等で事業周知活動を行います。

●地域活動の活性化を図る

• 個別支援や地域支援活動において、市民の活動を支援するとともに、ICTなど時代の流れに即した形で地域活動の活性化を図ります。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
市民主体の健康管理	特定健診の受診率	34.0%	60.0%



総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、地域の学校や公共スペース施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブです。



まほろばクラブ南国 イメージキャラクター 結ちゃん

本市では、総合型地域スポーツクラブとして「特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国」があり、子どもの体力づくり、笑顔あふれる生涯スポーツ・健康で仲間がいる明るいまちづくりなど、地域コミュニティの活性化の為に様々な事業やイベントを開催しています。

【総合型地域スポーツクラブのイメージ図】

地域住民 クラブ運営への参加 会員として参加 クラブマネージャー、運営委員、 会費を支払う(受益者負担) 指導者、ボランティアスタッフなど 地域住民の自主的・主体的な運営 高齢者の健康・ 生きがいづくり 多世代 多志向 総合型地域 スポーツ文化の 青少年の スポーツクラブ 確立 健全育成 (まほろばクラブ南国) 医療費の軽減 多種目 地域にあったクラブづくり 地域の活性化 会員交流の行事 スポーツ 地域住民対象のイベント 地域 実施率の向上 サークル活動(スポーツ、文化等) コミュニティ • 健康相談 研修会 • 市町村健康づくり事業 等 -貫指導 ボランティアの 活性化 学校運動部や 施設の有効活用 障害者スポーツ との連携 拠点施設 豊かなスポーツライフの創造 目的 豊かな地域コミュニティの創造 スポーツ振興 地域振興

基本目標2 安心の支援体制づくり

1. 包括的な相談支援体制の充実



□現状・課題□

- ▶8050 問題*1やダブルケア*2等の複合的な課題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、 ごみ屋敷問題など既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、問題となっています。これ らの課題に対応するためには、多様な関係者が分野を超えて連携していく体制が重要です。
- ▶関係機関が集まり、南国ネットワーク連絡会を開催し、関係機関による情報共有を行っています。また、南国ネットワーク連絡会に参加する機関でなんこく生活相談会を開催し、地域住民の相談等に対応しています。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、健康や福祉に関する相談がしやすいかという質問において、「そう思わない」が6割を超えています。
- ▶関係団体アンケートでは、相談体制に対する意見が多く、支援者の資質向上のための取り組みが必要という意見が多数あげられています。

□目指す姿□

あらゆる困りごとを受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域、その他関係機関と連携し構築を目指します。

住民一人ひとりができること

- ■困りごとは身近な人に相談しましょう。
- ●もしもの時、どこに相談するのかを確認し、窓口がわからない場合は市に伝えましょう。
- ●自分や身近な人だけで解決できない困りごとについては、関係機関に相談しましょう。

地域でできること

●地域の中で心配なこと、援助が必要な人を見かけたら、民生委員・児童委員や関係機関、 市などに相談しましょう。

民生委員・児童委員ができること

●市民や地域の困りごとの相談に対応し、専門機関につなぐ存在として、市民にとって身近 な相談相手を目指しましょう。

福祉関係団体等ができること

- ●地域で困りごとがないか、見守り等を通じて把握し、適切な対応を図りましょう。
- ●市や他団体等と連携しながら、福祉サービス・福祉施設、地域活動等で支援が必要な人の 情報把握と共有、支援に努めましょう。
- ※1 80 歳代の親と 50 歳代の子の組み合わせによる生活問題で、経済的にひっ迫した高齢の親が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じる状態。
- ※2 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

市の取り組み

(1) 「制度の狭間」対策の推進

●制度やサービスのわかりやすい周知の推進

• 支援を要する人が、自分に必要な制度やサービスの情報を得ることができるように、ホームページや広報紙、チラシ以外の情報提供媒体も検討し、内容もわかりやすい言葉で伝えます。

●制度やサービスの正しい理解の促進と待機期間等の対応の推進

- 支援を要する人やその家族が、必要な制度やサービスを正しく理解できるようにわかり やすい言葉・表現を用いて情報提供を行います。
- 「制度の狭間」の課題に対し、切れ目のない支援を行えるように関係各所との連携体制を 強化します。

あったかふれあいセンターの充実

- ・ 拠点プログラムを活かし、地域からのニーズに応えられるよう柔軟に対応し、「制度の狭間」にある人に必要なサービスが届くよう支援します。
- ・身近な場所で、小さな困りごとへの対応や、専門機関へのつなぎが円滑にできるよう、職員の資質向上やあったかふれあいセンター機能の向上に努めます。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

●相談窓□の周知

• 市民が、どこに相談すればいいかわからないということがないよう、広報紙やSNSを活用した各種相談窓口の周知を行います。

●地域包括支援センターの機能強化

• 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握したうえで、必要な制度、保健、医療、福祉サービス等の利用につながるよう、関係機関と連携し、包括的に支援を行います。

●専門機関の連携強化

• 相談機関に必要な専門職の人員配置を行うとともに、専門機関が情報共有し、相談者の課題を適切な支援へとつなぐことができるよう連携強化を図ります。

●専門知識を要する職員のスキル向上の推進

• 複雑化する相談内容に対応できるよう、相談にあたる職員の相談対応 • 支援技術の向上に向け、研修等を開催します。

●包括的な支援体制の整備

- ・幅広い福祉分野にわたる総合的な市民のニーズに対処するため、南国ネットワーク連絡 会等を活用しながら、市役所関係各課や社会福祉協議会における相談窓口の連携体制の 強化を図ります。
- 包括的な支援体制の構築に向け、重層的支援体制整備事業の活用等を検討していきます。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 「制度の狭間」対策の推進

●あんしん生活サポートセンターの機能強化

年齢や障害の有無に関わらず、制度の狭間や世帯の課題等の複合的、横断的な課題も含めて包括的に受け止め、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門職としての知識を高めていくことに努めます。

●あったかふれあいセンターの機能強化

- 制度の狭間にある人を対象とし本市ならではの地域課題のニーズを効果的、効率的に発見していくしくみづくりと支え合い活動を推進します。
- あったかふれあいセンターを『ふくしの拠点』とし、地域住民の積極的参加が得られるように周知を行っていきます。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

総合相談窓口機能の向上

• あんしん生活サポートセンターを中心に、市民が困った時やどこに相談したらいいかわからない時等の窓口として相談に応じ、市民に親しみを持ってもらえるように努めます。また、地域包括支援センターでは高齢者の総合相談窓口としての機能向上を図ります。

●専門職のスキル向上の推進

• 高知県及び高知県社会福祉協議会が実施する介護 • 福祉に関する研修を受講し、職員個々のスキルアップに努めます。

●包括的な支援体制の整備

- 地域にある様々な相談窓口と連携を図りながら情報共有を行うとともに、相談窓口の周知を行い、相談しやすい体制づくりを行います。
- 南国ネットワーク連絡会の体制を活かし、多様な団体・機関が連携した相談支援を行います。

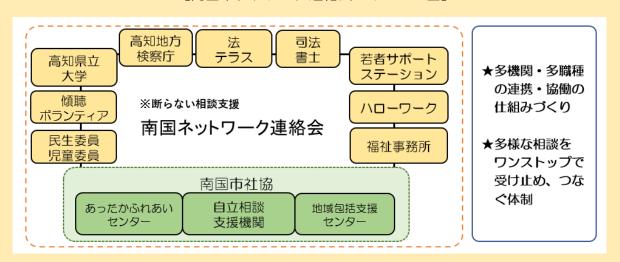


南国ネットワーク連絡会

南国市社会福祉協議会では、平成 26 年に生活困窮者自立支援事業を開始した際から、住民から寄せられる多様な相談をワンストップで受け止め、解決につなげることができるように、 多機関連携の場となる南国ネットワーク連絡会を立ち上げました。

南国ネットワーク連絡会は、弁護士、司法書士、ハローワーク、民生委員・児童委員、ボランティア団体など多様な団体・機関で構成されており、相談を受け止め、解決につなげるための場として重要な役割を担っています。

【南国ネットワーク連絡会のイメージ図】



また、南国ネットワーク連絡会では、仕事や学校などの理由から日中は相談に来ることができない人のために、夜間の相談会となる「なんこく生活総合相談会『今夜はあんしんしナイト!』」を開催しています。この相談会は、生活費、法律相談、ローンの滞納、ひきこもり、介護、病気、障害、子育て、仕事上の不安やトラブル、地域との関係などの多様な相談内容に応じて専門の相談機関や専門職がチームとなり対応を行っています。

2. 要配慮者への支援の充実

□現状・課題□

- ▶避難行動要支援者名簿、要配慮者台帳については、福祉関係団体等との情報共有に向けて検討していますが、具体的には進んでいない状況です。災害時に迅速かつ安全な避難が行えるよう、地域の防災組織等と連携した、避難行動要支援者の個別計画の作成を進めていく必要があります。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、見守りを必要とする人や気にかかる人と、日頃生活をするうえでどの程度関わりがあるかという質問において、「出会ったときに声をかけたり、あいさつをしたりしている」人が半数を超えている一方、「日ごろから相談にのったり、手助けをしたりしている」人は1割未満と少ない状況です。
- ▶関係団体へのアンケートでは、一人暮らしの高齢者、自身では援助を求められない人、家族の協力が得られない人、認知症の人など、特定の人たちへの支援が不足しているという意見が多数あげられています。
- ▶関係団体へのアンケートでは、交通の便の悪さについて、特に山間地域でサービスが行き 届いていないという意見がありました。

□目指す姿□

支援が必要な人を地域全体で見守るとともに、適切な支援が行き届き、みんなアが安心して暮らせる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●高齢者のみの家庭や障害のある人、小さな子どものいる家庭等、見守りが必要な人を日頃から気にかけましょう。
- ●助け上手、助けられ上手を目指しましょう。

地域でできること

●避難行動要支援者や見守りが必要な人などの情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、有効に活用しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●見守りを必要とする人の見守りを率先して行いましょう。
- ●市民や身近な人に見守り活動への参加を呼びかけ、一緒に参加しましょう。
- ●地域の中の避難行動要支援者等を把握し、市の危機管理課、自主防災組織と連携して、災害等の緊急時に誰がどのように支援するのか地域で話し合いましょう。

福祉関係団体等ができること

●支援を必要とする人の把握に努めるとともに、適切な専門機関との情報共有を図り、支援 につなげましょう。

市の取り組み

(1) 避難行動要支援者の対応強化

避難行動要支援者の個別計画作成

• 各機関と連携をとりながら、災害時における避難行動要支援者一人ひとりの避難支援等を 記した個別計画の作成を優先度の高い人から進めます。また、個人情報に配慮しながら要 配慮者台帳の情報を地域支援組織等と共有し、迅速かつ安全な避難が行えるよう、連携体 制の強化に取り組みます。

●通報システムの推進

- ・会話が不自由な聴覚・言語障害のある人がスマートフォン等のインターネットを利用して 119 番通報できる緊急通報システム (Net 119) の周知を推進し、迅速な通報・出動ができるように取り組みを強化します。
- 日本語が話せない人からの通報にも電話通訳センターを介した、三者間同時通訳による 119番多言語通報通訳サービスにより対応します。

(2) 移動・外出支援の強化

移動支援の検討

• 市内における公共交通空白地対策の検討を進め、複数の公共交通の多様な乗り継ぎ等、利用者の利便性の向上を図るとともに、NPOや関係団体、ボランティア等が実施する移動支援に関する取り組みについて支援を検討するなど、交通弱者を含めた地域住民の効率的で効果的な移動手段の確保に努めます。

(3) 見守りネットワークの構築

●要配慮者の情報共有の推進

- ・民生委員・児童委員をはじめ、福祉関係団体、社会福祉協議会等と地域における要配慮者 の情報を共有し、地域の実情に応じた見守り活動を推進します。
- 高齢者や障害のある人に対する虐待 DV被害を早期に発見し、対応できるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

●見守り活動への支援の強化

- 今後もスクールガードリーダーを配置し、登下校時の交通安全指導及び見守り活動を支援します。
- 民生委員・児童委員等からの情報により、見守りが必要な高齢者に対し、地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる訪問・電話等を行います。
- ・災害発生時等における避難等の見守りネットワークの構築を行います。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 見守りネットワークの構築

見守り活動充実に向けた活動展開

•見守りを要する人の見守りを率先して行うとともに、市民がお互いに見守り合うことができるような体制づくりを支援します。



Topic

「独居高齢者の集い」

南国市社会福祉協議会(あったかふれあいセンター事業)では、「独居高齢者の集い」に参加 している方へ買い物支援や、必要に応じて各種手続きなどの生活支援において、移動支援を行っています。

対象者: 以下の①~③に全て該当する方(各曜日概ね10名まで)

①原則 65 歳以上の要介護認定を受けていない独居の方

(同居者が入院・施設入所している方も可)

②通所サービスを利用していない方

③子どもがいない(もしくは県外にいる)方

日 時: 毎週水曜日・金曜日 14:00~18:00

※令和4年3月現在

※利用は週1回決まった曜日となります。

数值目標

指標項目	考え方	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
避難行動要支援者への	市内の避難行動要支援者に対する個	23.7%	50.0%
個別計画作成割合	別計画の作成割合	23.1/0	

3. 地域の子育て力の強化

□現状・課題□

- ▶核家族の増加や地域とのつながりの希薄化により、子育て支援に対するニーズも変化しています。地域住民や関係機関の連携の下、地域全体の子育て力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進していく必要があります。
- ▶一部の放課後児童クラブでは小学6年生まで入所できない状況が発生しており、事業量の確保だけではなく、子どもの居場所づくりの充実が求められています。
- ▶今後は地域学校協働事業を拡充し、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる活動を推進することが重要です。そのために地域コーディネーターの養成が急務となっています。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、子育て支援サービスが充実しており、子育てがしやすいまちであるかという質問において、「そう思わない」が半数を超えています。

□目指す姿□

子どもたちが地域の中で安全に、安心して成長していけるよう、住民一人ひとりが地域全体で子育てをするという意識をもった地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●隣近所や地域に住む子どもを把握し、あいさつをするなど積極的に声かけをしましょう。
- ●地域の中で子どもたちの安全を第一に考えた行動を心がけましょう。

地域でできること

●地域の子どもは地域で育てるという意識を共有し、見守り等の支援に努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

●地域の子どもの情報を把握し、見守るとともに、子どもや子育てに関する要望や課題を共有し、その解決へと働きかけましょう。

福祉関係団体等ができること

- ●事業活動や地域貢献活動等を通じて、子どもの見守りや子育て支援に協力しましょう。
- ●各種事業等と連携した、放課後の子どもの居場所づくりに積極的に取り組みましょう。

(1) 地域における子育て支援の強化

●地域との連携強化

- スクールガードリーダーの活動を支援するとともに、わんわんパトロール、ファミリーサポートセンター等の登録者増加に努めます。
- ・地域学校協働本部において、「地域で学校を支える」、「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校、家庭、地域が一体となった活動を推進します。

●児童虐待の早期発見・対応の推進

・関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する周知・啓発を行い、地域全体で子どもたちの安全・健康を守るしくみづくりに努めます。また、保護者が子育ての悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、児童虐待の未然防止を図ります。

●結婚新生活への支援

• 若者の結婚への希望をかなえるため、高知県及び周辺市町村と連携して、独身男女の出会いの場づくりや、結婚支援を行うとともに、結婚 • 妊娠 • 出産に関する必要な経済的支援を推進します。

(2) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブ・放課後子ども教室との連携強化

- ・施設の整備等を行い、入所児童の増加や居場所の環境改善を図り、子どもの居場所づくり を推進します。
- ・南国市教育振興基本計画に掲げる「厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を 教育によって断ち切る支援対策」として継続した取り組みを行います。

●あったかふれあいセンター等との連携強化

• 子どもが放課後等を安全かつ健全に過ごせるよう、あったかふれあいセンター等と連携 し、子どもの居場所づくりを行います。

小学校との連携強化と活動の支援

• 放課後児童クラブへの入所については、引き続き小学校、保育所、福祉関係団体と情報共有を行う等の連携を進めます。

(1) 子どもの居場所づくりの推進

●子どもの居場所づくり

• あったかふれあいセンター事業等において、地域住民のニーズに沿った子どもの居場所づくりを検討し、実施します。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
ファミリーサポート センター事業の普及	援助会員・依頼会員の登録者数	132人	150人

4. 自立・社会参加支援の推進

□現状・課題□

- ▶高齢者独居世帯やひとり親世帯の増加、地域との関係の希薄化により、社会との関わりを持たず、孤立してしまう人の増加が懸念されます。社会参加支援のみならず、見守り等により、地域と何らかのつながりを持てるような働きかけが必要となっています。
- ▶スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、外部人材を活用したチーム学校による組織的な不登校対策を行っていますが、不登校だった児童・生徒たちが学校を卒業後も、社会とつながりができる体制づくりが課題となっています。
- ▶関係団体へのアンケートでは、障害のある人などの就労支援の充実や働く場所の提供に対する意見がありました。また、生活困窮者やひきこもりの人への支援の難しさが課題にあがっています。

□目指す姿□

働く機会や生きがいの場の創出により、全ての人が社会参加できる環境づくりに取り組み、 みんなアが活躍できる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●日常生活に支障が出るような困りごとが起こった場合は、身近な人や民生委員・児童委員 等に相談しましょう。
- ●生活に困窮している人など、地域の中で困っている人を見つけた場合は、相談機関につなぎましょう。

地域でできること

●生活に困窮している人、ひきこもりの人、複合的な課題を持つ人など、何らかの支援を要する人を地域で把握し、支援につなげるためのしくみづくりに努めましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●何らかの支援を必要とする人が、一番にSOSを発信できる存在、また、SOSを察知できる存在として寄り添いましょう。
- ●支援を必要とする人を把握した際には、適切な支援が受けられるよう専門機関へとつなぎましょう。

- ●事業活動や地域貢献活動等を通じて、生活に困窮している人やひきこもりの人などの自立 支援に協力しましょう。
- ●障害のある人を積極的に雇用するなど、自立に向けた取り組みを推進しましょう。

(1) 生活困窮者の自立支援の推進

●生活困窮者自立支援事業の推進

• 生活困窮者自立支援事業の周知を行い、生活に困った人が気軽に相談できる体制をつく り、相談者が自立した生活を送れるように関係機関と連携して支援を行います。

(2) ニーズに応じた就労支援の充実

●高齢者の生きがい就労支援の推進

• 働くことを通じて、高齢者が生きがいを持って社会参加できるよう、南国市シルバー人材 センターの活動を支援します。

■障害のある人の就労支援の推進

• 障害のある人の経済的自立や社会参加促進のため、就労移行支援事業、障害者就業 • 生活 支援センターの利用を通じて就労機会の拡大に努めます。

(3) ひきこもり対策の充実

●支援体制の強化

• ひきこもり状態にある人やその家族が相談しやすいように相談窓口の周知に努めるとと もに、関係機関が情報を共有しながら連携できる体制を強化します。

いじめ防止・不登校対策の推進

• いじめ、不登校の児童生徒への対応として、ふれあい教室(適応指導教室)等、子どもの 心の相談体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカ ーを配置し、児童生徒や保護者に対する支援を行います。

(1) 生活困窮者の自立支援の推進

●あんしん生活サポートセンターの機能強化【再掲】

・年齢や障害の有無に関わらず、制度の狭間や世帯の課題等の複合的、横断的な課題も含めて包括的に受け止め、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門職としての知識を高めていくことに努めます。

●生活困窮者自立支援事業の充実

・他事業(あったかふれあいセンター・地域支援事業等)、他機関と連携を強化することにより、相談者が自立した生活が送れるように多角的に考えサポートを行います。

●生活福祉資金貸付事業の推進

• 低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、相談者への継続的な援助を行い、自立を目指します。

(2) ニーズに応じた就労支援の充実

就労準備支援事業の充実

- 一般就労に向けた基礎的な能力の習得ができるよう、個人の状況に応じた支援プログラムを実施します。
- 雇用の機会の確保や、訓練の場を相談者に積極的に提供する為に、企業との連携をより一層図り、自立が促進できる環境づくりを行います。

●就労準備セミナー等の開催

• 相談者のニーズに応じて、就労に対する不安を軽減するため、就労準備セミナー等の開催を企画 • 検討します。

(3) ひきこもり対策の充実

●支援体制の強化

- あったかふれあいセンターにおいて、自宅から出られない人や子どものひきこもりで悩んでいる保護者の相談支援を行うとともに、居場所の提供を行います。
- なんこく若者サポートステーションや保健福祉センター等の関係機関と、連携強化を図ります。

5. 防災・防犯等の推進

□現状・課題□

- ▶近年、大規模な災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっています。南海トラフ地震に対する不安の声が多くあがっている中、地域の防災体制の強化が求められています。
- ▶福祉避難所として機能できる施設を新たに開拓し、協定を締結できるように働きかける必要がありますが、福祉避難所の役割や開設までの流れなどの周知が十分にできていない状況です。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、日頃から地域の防災訓練に参加しているかという質問において、「いいえ」が8割を超えており、日頃からの備えをしている人が少ないことがうかがえます。
- ▶高齢者や障害のある人、子どもなどを狙った悪質な犯罪が増加しています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、市や社会福祉協議会、警察、地域が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが大切です。
- ▶学校安全計画や危機管理マニュアルに沿って、生活安全に関する避難訓練や、スマートフォン・SNS等のトラブル対応のため南国署や少年サポートセンターの職員を講師に出前授業を行っていますが、ネットトラブルについて児童生徒が犯罪被害等に巻き込まれないような取り組みのさらなる強化が課題となっています。

□目指す姿□

地域の防災体制の強化を図るとともに、特に子どもや高齢者、障害のある人における防犯・ 交通安全対策を推進し、どんな時も安心して暮らせる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- ●防災に対する意識を深め、災害時の危険箇所、避難経路を確認するなど、準備をしておきましょう。

地域でできること

- ●定期的に地域で防災訓練を行うように努めましょう。
- ●災害時の危険箇所を把握し、対策のために関係機関、市などに働きかけましょう。
- 子どもの見守り活動等、地域の防犯活動に参加・協力しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●避難行動要支援者名簿を関係者間で共有し、災害時の支援体制を整えましょう。
- ●地域の活動団体と連携し、子どもの見守り活動等、防犯・交通安全対策を実施しましょう。

- ●市民が取り組む防災活動を支援するとともに、一緒に防災訓練に参加しましょう。
- ●地域の防犯、交通安全対策への協力を普段から心がけ、事業活動や地域貢献活動の中で実施しましょう。

(1) 地域の防災体制の強化

●地域の避難訓練実施の支援

• 各地域において、避難行動要支援者やその避難支援関係者を含めた避難訓練が実施されるよう、支援を行います。

■福祉避難所指定施設の増加

- 福祉避難所を増加するため、福祉避難所として機能できる施設の開拓、依頼を行います。
- 福祉避難所の役割や受け入れられる対象者等についての周知を行います。

(2) 防犯、交通安全対策の推進

■高齢者等の振り込め詐欺被害の未然防止の推進

• 高齢者等の振り込め詐欺被害を未然に防止するため、警察と連携して情報提供や講習会を開催します。

教室開催による交通安全意識向上の推進

市民の交通安全意識の向上のため、警察と連携して、子どもや高齢者、障害のある人など、 それぞれの特性と状況に応じた交通安全教室を開催します。

●学校と連携した防犯対策の推進

- 外部講師を積極的に活用した「スマートフォン・SNS等のネットトラブル」についての 講話を、児童生徒だけでなく、保護者・地域とともに行う機会の確保に努めます。
- 各校において高知県教育委員会ネットパトロール (PITCREW) の啓発資料を積極的に活用するとともに、保護者 地域の人が学校を訪問した際に見えるところへ掲示するよう周知します。

(1) 地域の防災体制の強化

災害ボランティアセンターの推進

- 災害発生後に災害ボランティアセンターを設置し、地域住民のニーズの把握 整理を行う とともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。
- 市や南国青年会議所等と連携をしながら、発災時に市民へ支援が行き届くよう、災害ボランティアセンター等の取り組みを推進し、発信していくよう努めます。

●地域の防災活動への支援

- 今後も継続して災害時にも活きてくる地域のつながりづくりや体制づくりを支援します。
- 地域から防災マップの作成について相談があれば支援、協力を行います。

数値目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
福祉避難所指定施設数	福祉避難所の指定(協定)施設数 (市内の施設)	16 施設	20 施設
地域の防災訓練に参加している市民の割合	市民アンケートにおいて、地域の防災 訓練に参加していると回答した市民 の割合	16.2%	25.0%

基本目標3 誰もが必要なサービスを利用できるしくみづくり

1. 福祉サービスの充実

□現状・課題□

- ▶要支援・要介護認定者や障害のある人など、日常生活に支援を必要とする人が増加しています。地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制づくりが求められています。
- ▶介護や障害、子育て等、関連する福祉の各計画に基づいた福祉サービスの充実を図るとと もに、市民自身が担い手となった福祉サービスを、社会参加、生きがいづくり活動に絡め ながら推進していくことが求められています。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されているかという質問において、「そう思わない」が6割を超えています。
- ▶関係団体アンケートでは、団体が対象としている人たち向けの、行政及び民間の福祉サービスの量や質は充実しているかという質問において、「充実していない」がそれぞれ3割となっています。

□目指す姿□

福祉サービスの質の向上を図るとともに、多様な主体による新たなサービスの創出により福祉サービスの充実を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●適切な福祉サービスが利用できるよう、公的なサービス、地域で提供されるサービスの情報収集を行いましょう。
- ●安心・快適に生活できるよう、適切なサービスを積極的に利用しましょう。

地域でできること

- ●家事支援や移動支援等、地域の中で必要になるサービスについて、市民が主体となったサービスの創出を推進していきましょう。
- ●福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●地域において福祉サービスが必要な人や、そのニーズの把握に努めましょう。
- ●サービスを必要としている人が、適切なサービスを利用できるよう、助言や支援を行いましょう。

- ●地域の社会資源を活用した福祉サービス活動が行えるよう努めましょう。
- ●事業活動等、地域で求められている生活支援サービスの提供につなげていきましょう。

(1) 多様な主体によるサービスの充実

●福祉サービスの提供体制の確保・充実

- 高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービス等の各種福祉サービスについて、ニーズを把握し必要量を確保するとともに、その質の向上に努めます。
- 適切なサービスを積極的に利用できるよう、安全・迅速かつきめ細かい住民サービスを実現するため、予約受付やオンライン申請システムの導入に努めます。

●市民主体の福祉サービス創出の支援

- 地域での支え合いを推進するため、市民主体の取り組みが活発に行える環境を整え、団体 等の発足を支援します。
- ファミリーサポートセンターの援助会員の増加に向けて、周知を行います。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 多様な主体によるサービスの充実

●市民主体の福祉サービス創出の支援

• 地域福祉フォーラムを行い、地域住民の支え合いの取り組みを支援するとともに、団体等の発足を支援します。

●地域の担い手の連携強化

• 地域に応じた市民主体の生活支援サービスが創出されるよう、ニーズの把握を行うとともに、住民や他団体等と連携を図ります。



南国市地域福祉フォーラム 関嬉扇(かんきせん)

本市では、年に1回「地域福祉フォーラム 関嬉扇」を開催しています。

このフォーラムは、地域福祉に関する講話や実際に地域で活動している人の話を通して、市 民が自分の地域で、「安心して暮らしつづけられる地域づくり」や「関わり・つながり」を改め て考えることを目的にしています。

「関嬉扇」には、ご近所の(関) わりを深めて、(嬉) しさや楽しさを改めて感じることができるように、また、地域のさまざまな取り組みが多くの地域に(扇) のように広がっていくようにという意味が込められています。

2. 誰もが利用しやすい福祉サービスの推進

重点 施策

□現状・課題□

- ▶誰もが必要な時に支援やサービスを選択・利用できる体制を整える必要があります。
- ▶年代や地区によって異なる困りごとや悩み、課題を解決するために、市民のニーズを正確に把握し、必要な支援を検討していくことが求められています。
- ▶支援を要する人が必要な制度やサービスの情報を得ることができるようにホームページや広報紙、チラシで周知を行っています。しかし、地域活動や制度に関しては、十分に周知がされていないため、紙面のバランスをとるなど見やすい構成となるよう工夫をする必要があります。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、保健・医療・福祉の制度やサービスに関する情報がわかりですいかという質問において、「そう思わない」が6割となっています。
- ▶関係団体アンケートでは、支援が必要であるにも関わらず、福祉サービスの利用に結びついていない人たちがいるかという質問において、「いる」が半数を超えています。

□目指す姿□

福祉サービスに関する情報を得やすいように工夫し、市民や地域、関係機関等の連携を強化することで、支援を必要としている人と適切な福祉サービスがつながる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

●広報紙や回覧板等をよく読み、福祉に関する支援についての知識を身につけましょう。

地域でできること

●福祉に関する支援について、どのような情報が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信しましょう。

民生委員・児童委員ができること

●見守り活動や生活支援活動の中で、福祉に関する支援の情報を提供しましょう。

- ●福祉に関する支援等についての情報を利用者やその家族に対し、十分に説明しましょう。
- ●福祉サービス事業所等は、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学等を積極的に開催しましょう。

(1) わかりやすい情報提供の充実

●広報紙・市ホームページにおけるわかりやすい情報提供の推進

• 福祉に関する制度やサービスについて、各担当課と協力しながら、市民の視点に立った見 やすくわかりやすい情報提供を推進します。

●新たな情報提供媒体の検討

• ホームページや Facebook での情報発信を引き続き推進するとともに、より情報発信に有効なSNS等の活用を検討し、市民のニーズに応じた情報提供を推進します。

(2) 市民の福祉ニーズを把握するしくみづくり

●ワークショップ・地域座談会の開催【再掲】

• 地域における交流の推進と課題把握のため、社会福祉協議会と連携して各地区での座談会等を開催し、地域の人と市が協働で地域福祉の推進に取り組めるよう努めます。

●相談窓口の連携強化

• 多様な分野の機関と連携し、どの分野・窓口からでも市民のニーズを把握できるように努めます。また、把握したニーズに対し、適切な支援につながるように連携体制を整えます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインの推進

• 誰もが安心して市内を移動でき、必要な情報を得られるよう、公共の施設や道路、案内表示や発行物等において、ユニバーサルデザインを推進します。

(1) わかりやすい情報提供の充実

●社協だより・ホームページ等広報の推進

• 社協だよりやホームページ等、わかりやすい方法での福祉サービスの情報提供を行います。

(2) 市民の福祉ニーズを把握するしくみづくり

●地区座談会の開催【再掲】

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携して各地区年1 回以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- 地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく別の方法も検討し、社会状況に合わせて取り組みます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

●ユニバーサルデザインの推進

活動において、積極的にユニバーサルデザインを推進します。

数值目標

指標項目	考え方	現状値 (令和2年度)	目標値(令和8年度)
福祉に関する情報がわ かりやすい市民の割合	市民アンケートにおいて、福祉に関する情報がわかりやすいと回答した市 民の割合(「そう思う」「まあそう思う」 を合わせた数)	34.2%	70.0%

3. 権利擁護の推進(南国市成年後見制度利用促進計画)

□現状・課題□

- ▶認知症の人や知的障害、精神障害のある人など、判断能力が十分でない人が増加している中、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策の推進が必要です。
- ▶成年後見制度を市民に理解してもらうために、広報等での周知が求められています。
- ▶成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見や見守りに向けて、市民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関(中核機関)の設置が必要とされています。市や審議会、社会福祉協議会等により、中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置づけ等を定めていく必要があります。

□目指す姿□

全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●認知症や知的障害、精神障害等への理解を深めましょう。
- ●成年後見制度や日常生活自立支援事業等、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について理解を深めましょう。
- ●判断能力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、相談を勧めてみましょう。

地域でできること

- ●成年後見制度の利用が必要だと思われる人を専門職につなげましょう。
- ●成年後見制度や日常生活自立支援事業等の公的支援について、地域で学習を進めましょう。

民生委員・児童委員ができること

●判断能力が十分でない人のことで困っている家庭の把握に努め、公的機関につなぎ、解決 を図りましょう。

- ■認知症高齢者等、判断能力の低下により支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげていきましょう。
- ●サービスを提供する事業所での権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めましょう。

(1) 成年後見制度の周知・啓発の推進

●制度の周知・啓発の推進

- 事業や制度の周知にあたって、広報紙やホームページ等を活用して周知を行います。
- 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の 特長や留意点に関する啓発を行い、制度の理解促進を図ります。

●相談窓□の周知

• 制度の利用に至っていない人の早期支援につながるよう、相談窓口の周知を行います。

●不正防止の徹底

・成年後見制度における不正事案は、成年後見制度に対する理解や知識不足から生じるケースが多くなっていることから、不正を未然に防止する意識の醸成を図るため、広く制度の理解を促します。

(2) 利用しやすい環境整備と担い手支援

成年後見制度の利用支援

本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の 選任の申立てを行います。

●市民後見人の育成、活動支援

- 市民後見人の育成に向けて、養成講座や研修会の実施を検討します。
- 成年後見人等の担い手として市民後見人等の支援を行い、家庭裁判所より選任された後も 安心して後見業務を行えるようサポートします。

(3) 地域連携ネットワークの整備

●ニーズの把握と早期発見

• 医療や介護・障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域での見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげるよう努めます。

●中核機関の設置

• 社会福祉協議会と連携し、既存の組織や支援団体を活用した設置を検討し整備を進めます。

関係団体との連携強化

本人の意向を確認するとともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について、専門職団体等と連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整(マッチング)への取り組みを進めます。

(1) 成年後見制度の周知・啓発の推進

●成年後見制度の周知・啓発の推進

制度の周知にあたって、広報紙やホームページ等を活用した周知を行います。

(2) 利用しやすい環境整備と担い手支援

●日常生活自立支援事業の推進

利用者への適切な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行うとともに、 自身での預金通帳や大事な書類の管理に不安がある人への保管サービス等の支援を行い、判断能力が不十分な人が地域で安心して日常生活を送ることができるよう努めます。

●法人成年後見事業の推進

• 地域住民や関係機関との連携等により、適切な福祉サービスにつなげるなど生活面で援助し、本人の権利や財産を守り、安心した生活が送れるように法人成年後見事業を推進します。

(3) 地域連携ネットワークの整備

●ニーズの把握と早期発見

• 医療や介護 • 障害福祉サービス事業者等の関係機関との連携や地域の見守りにより、支援を要する人を早期に把握し支援につなげられるよう目指します。

関係団体との連携

関係機関・団体等と連携し、その人らしい暮らしができるよう支援します。

4. 再犯防止施策の推進(南国市再犯防止推進計画)

□現状・課題□

- ▶犯罪の発生件数は減少していますが、罪を犯した人の中には再犯を繰り返す人が多く、地域全体で再犯に至らないような支援体制を整備していくことが求められています。
- ▶保護観察対象者の生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・ 就職支援にあたるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生 活を営むことができるよう、帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が37名 活動しています。
- ▶保護司の高齢化に伴い、退任が予測されており、担い手の確保が課題となっています。市内全域での保護司確保に向けた取り組みが急務となっています。

□目指す姿□

関係機関が相互に連携・協力して支援することにより、一人にさせない地域づくりを行い、 誰もが安心・安全・快適に暮らすことができる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●保護司、保護司会等の更生保護ボランティア活動への理解を深め、その活動に協力しましょう。
- ●犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みへの理解を深めましょう。
- ●「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等への理解を深め、積極的に参加しましょう。

地域でできること

- ●地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に努めましょう。
- ●再犯防止に関する理解の促進に向けた取り組みに参加しましょう。

民生委員・児童委員ができること

●「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等を通じ、再犯防止に関する理解を深めましょう。

- ●あらゆる関係団体で連携を図り、地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の 高揚を図りましょう。
- ●居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労等への支援に努めましょう。

(1) 就労・住居の確保

●就労支援の充実

・障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度、職業適性検査等、国や県及び市の支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着ができるよう支援します。

●住居の確保

• 再犯を防止するために、対象者の状況に応じて公営住宅等への入居支援や住まいの確保 の支援等を行い、地域で安心して暮らしていける環境の提供を行います。

(2) 関係機関・団体等との連携

●更生保護に携わる団体への支援

• 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会等の活動を支援するとともに、次世代に活動をつなぐことができるよう、人材の発掘、育成を支援します。

●保護司の活動支援

- ・保護司の適任者に関する人材の情報提供及び職員の推薦等を行うとともに、保護司活動に ついて公務に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても検討します。
- ・保護司が自宅以外で保護観察対象者等との面接ができる場所の確保のため、公民館等の 公共施設を夜間・休日も含めて面接場所として利用できるよう検討します。
- ・保護司が地域社会の安全・安心にとってはなくてはならないものであるという社会的認知を向上させるため、保護司を始めとする更生保護ボランティアの功績を幅広く表彰し、保護司活動に関する情報を地域住民に発信します。
- ・保護司確保に協力する事業主に対し、地域の実情等に応じた優遇措置を検討し、保護司と して活動する際の環境を整備します。

●関係機関・団体等との連携強化

・犯罪をした者が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関(高知保護 観察所、高松矯正管区、法務少年支援センターこうち、コレワーク四国等)や保健医療・ 福祉関係機関、各種団体等と連携強化を図ります。

学校との連携強化

• 児童生徒の非行防止や、非行傾向のある児童生徒等に対して、早期に指導や助言が適切に 行えるよう、学校関係者との連携・協力体制の構築に努めます。

(3) 広報・啓発活動の推進

●再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

・再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、更生保護に関わる団体、自治会、民生委員・ 児童委員、教育機関、警察等と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間 (7月)」等の広報・啓発活動に取り組みます。

●薬物乱用防止対策の推進

• 薬物乱用や薬物依存症の対策にあたる関係機関や学校等との連携強化を図り、薬物乱用 防止について広く啓発を行います。



Topic

保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(本質的には民間のボランティア)で、保護観察官(更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協力して、活動しています。

地域社会の中で、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの 犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役 割を担っています。

社会福祉協議会の取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

●再犯防止に関する理解促進

• 犯罪や非行の防止に努めるとともに、地域の理解促進に向け、「社会を明るくする運動」 や「再犯防止啓発月間(7月)」等の広報・啓発活動に取り組みます。



社会を明るくする運動

"社会を明るくする運動"~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

■関係機関・団体

機関名	所在地	電話番号	
コレワーク四国(高松矯正管区	香川県高松市丸の内1番1号	0120-29-5089	
矯正就労支援情報センター)	高松法務合同庁舎 B1 階	0120-29-3069	
法務少年支援センターこうち	高知市塩田町 19-13	088-872-9330	
(高知少年鑑別所)		000-012-9330	
高知保護観察所	高知市丸ノ内1丁目4番1号	088-873-5118	
同心体设既宗州	高知法務総合庁舎2階	000-073-3110	
高知県警察南国警察署	南国市大埇乙 799-1	088-863-0110	
高知県地域生活定着	高知市朝倉戊 375-1	088-855-3611	
支援センター	高知県立ふくし交流プラザ1階	000-000-0011	
更生保護サポートセンター	南国市日吉町2丁目3番28号	088-878-6033	
なんこく	南国市社会福祉センター内		
なんこく若者サポート		088-863-5078	
ステーション			

基本目標4 協働と連携の体制づくり

1. 地域福祉推進の環境づくり

□現状・課題□

- ▶地域生活課題が多様化・複雑化する中、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを 進めていくことが求められます。そこで、地域住民や住民組織、企業といったあらゆる分 野の団体等が福祉に関心を持ち、地域福祉活動に参画する「地域共生社会の実現」に向け て、地域福祉に対する意識の高揚に向けた取り組みが必要です。
- ▶18歳以上の市民アンケートでは、福祉活動やボランティア活動について学んだり、参加・体験したりする機会が充実しているかという質問において、「そう思わない」が8割となっています。
- ▶中学2年生へのアンケートでは、「地域福祉」という言葉を知っているかという質問において、「知っている(何となく内容もわかる)」が前回調査より増加していましたが、回答者の1割程度と少ない状況です。

□目指す姿□

地域の困りごとや地域活動の実態の「見える化」を図ることで、より多くの人が地域に関心を持ち、相互の支え合いが広がる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等、様々な個性を持った人への理解を深めましょう。
- ●地域に関心を持って、隣近所との交流や地域行事への参加等、自分にできることから始めてみましょう。

地域でできること

●地域行事や地域活動において、年齢、性別、国籍の違いや障害の有無等に関わらず、様々な個性を持った人の参加を促し、相互に理解し合う機会として活用しましょう。

民生委員・児童委員ができること

●地域に暮らす様々な個性を持った人を把握するとともに、地域行事等の機会を活用し、地域住民の相互理解が進むよう働きかけましょう。

- ●市や社会福祉協議会等との協働の取り組みの「見える化」を図り、市民にわかりやすい情報提供を心がけましょう。
- ●事業活動の対象として、地域に暮らす様々な個性を持った人を受け入れられるよう取り組みましょう。

(1) 活動の「見える化」の推進

■関係機関の連携による活動の「見える化」の推進

- 地域福祉の各事業において、関係機関同士が情報共有できる場を設け、連携を図ることで活動の「見える化」を行い、より地域の実情に応じた支援や取り組みを推進します。
- 情報発信の一つに各学校のホームページを活用することの周知を進めるとともに、I CT 支援員の協力のもと、夏季休業中には全ての学校のホームページが稼働できるよう整備 します。

●市民に対する活動の「見える化」の推進

- ・地域福祉の各事業において、どのような取り組みが行われているのか、また、市民にどのような協力を求めているのかを「見える化」することで、市民にわかりやすい情報提供を行うとともに、地域福祉への積極的な参加を促進します。
- 地域福祉の推進を図るため、あったかられあいセンターや地域サポーターミーティング等、市民が参画できる場の活用を進めます。

(2) 地域福祉に対する意識の高揚

●地区座談会の実施支援

• 社会福祉協議会と連携を図り、地域の実情や課題把握のための地区座談会の実施を支援し、地域住民との連携による地域福祉を推進します。

●地域内活動の連携・強化【再掲】

・集落支援員を通じて、複数の地域活動団体が情報共有・連携を進める組織として「地域内連携協議会」の設立を支援し、地域内で多くの人材が役割を分担し活躍できるしくみづくりを進めます。

(1) 活動の「見える化」の推進

■関係機関の連携による活動の「見える化」の推進

• 関係機関と連携、協力体制の強化に取り組むとともに、地域住民に活動の「見える化」を 図り、市民へわかりやすい情報発信に努めます。

●市民に対する活動の「見える化」の推進

• あったかふれあいセンターにおける取り組みや地区座談会等、地域住民が参画して地域福祉の推進を図れるように取り組みます。

(2) 地域福祉に対する意識の高揚

●各種講座の開催

・出前講座や地域福祉フォーラム「関嬉扇」、なんこくボランティアDAY、認知症サポーター養成講座等、地域住民を対象に様々な講座、研修会等を開催します。

●地域福祉への理解の向上

• 地域サポーターミーティングや地域福祉フォーラム等を通して、地域に関心を持ってもらうよう働きかけます。

●地区座談会の開催【再掲】

- ・地域における交流の推進と課題把握のため、地区社会福祉協議会と連携して各地区年1 回以上の座談会等を開催できるよう支援します。
- 地域の課題把握に向けて、座談会の開催だけではなく別の方法も検討し、社会状況に合わせて取り組みます。

赤い羽根共同募金の推進

• 赤い羽根共同募金の周知活動に努めるとともに、配分金の効果的活用を検討します。

数值目標

指標項目	考え方	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
市民が参画する地域 福祉推進のための 協議会等の開催	あったかふれあいセンター事業にお けるあったか運営委員会の開催数	1回/年	1回/年

2. 多様な主体との連携強化

重点 施策

□現状・課題□

- ▶地域内では、自主防災会のほか、社会教育分野、福祉分野、環境分野など幅広い分野で様々な組織が活動しています。分野を超えて相互に連携し、人材育成や役割を分担していくことが必要となっています。
- ▶SDGsを推進する視点や、平成28年の「社会福祉法」の改正で社会福祉法人に地域における公益的な取り組みが義務づけられたことなどから、企業や事業所等、多様な主体が地域づくりに関わることが求められています。地域づくりは福祉分野だけでなく、教育、まちづくり、観光など様々な分野が関わり合いながら、市民が地域に関心を持つきっかけをつくり、主体的に活動できる体制を整備することが必要です。
- ▶ボランティア・NPO団体については把握ができておらず、多様な団体と連携を取れていない状態となっています。
- ▶関係団体アンケートでは、課題として、「他の団体と交流する機会が乏しい」と答えた団体が多くあり、他にも、他団体や市などとの連携強化を図りたいという意見が多数ありました。

□目指す姿□

地域内の様々な関係機関・団体が連携を強め、協力して課題に取り組むとともに、地域住民を含む多様な主体が支え合いながら地域づくりに関わることのできる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

●地域で活動する多様な機関・団体の把握に努めましょう。

地域でできること

- ●地域で活動する団体同士で定期的な情報共有やネットワークの構築に努めましょう。
- ●福祉に関わる分野だけでなく、様々な分野の取り組みに関心を持ちましょう。
- ●住民一人ひとりの福祉的な課題と地域ができる支援をつなげ、課題の解決に向けて協力しましょう。

民生委員・児童委員ができること

●定期的な情報共有の場に参加し、ネットワークの構築に努めましょう。

福祉関係団体等ができること

●異なる分野や職種を含めた専門職同士の連携に努めるとともに、定期的な情報共有の場の 開催を検討しましょう。

(1) 多様な主体の交流の推進

●多様な主体の交流の推進

・地域の相談機能や支援体制の強化に向けて、民生委員・児童委員や関係団体、専門機関、 学校、警察、病院等の様々な機関が地域課題に対する情報交換ができる機会を検討しま す。

福祉活動への相談体制の構築

• 一般企業等の福祉関係者以外の団体でも、気軽に福祉活動が行えるように、民間組織からの相談を受け付けるとともに、多様な団体と交流を深めることができる体制の構築を目指します。

専門機関の連携強化【再掲】

• 相談機関に必要な専門職の人員配置を行うとともに、専門機関が情報共有し、相談者の課題を適切な支援へとつなぐことができるよう連携強化を図ります。

(2) 地域ぐるみの取り組みの推進

●住民との協働による支え合い体制の推進

• 社会福祉協議会と連携しながら、地域住民とともに支え合いについて考える場を設け、地域の活動が広まっていくようなしくみづくりを行います。

●多様な主体との協働による支え合いの推進

・誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりのため、社会福祉協議会と連携しながら、市内のボランティア・NPO団体の把握に努めます。また、各団体がスムーズに活動できるように連携を図り、協働して取り組みを進められる体制を整備していきます。

(1) 多様な主体の交流の推進

●多様な主体の交流の推進

• 市と連携して、活動団体同士が情報共有し、それぞれの活動が活性化するとともに、連携が図れるよう、意見交換や交流ができる場や機会の提供を行います。

(2) 地域ぐるみの取り組みの推進

●住民との協働による支え合いの推進

• 地域住民とともに支え合いについて考え、地域の活動が広まっていくようなしくみづく りを行います。

●地域福祉コーディネーター体制の強化

・地域福祉コーディネーターが、個別支援と地域支援の両面から課題解決に向けて役割を 十分に発揮できるよう、市や民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携強化を図りま す。

3. 活動団体の育成・支援の充実



□現状・課題□

- ▶ボランティア・NPO団体等が活動に必要な情報を得られるような意見交換や交流できる場の提供はできていない状況です。各団体が十分に活動できるよう、情報共有のための場や機会づくりを行い、連携体制を構築することが必要です。
- ▶18 歳以上の市民アンケートでは、お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員を 知っているかの質問において、「顔も名前も知っている」が2割未満となっています。ま た、社会福祉協議会を知っているかの質問においても「知っている」が4割未満となって おり、地域で活躍する各種機関・団体の情報の周知が重要です。
- ▶関係団体アンケートでは、団体の課題として、「活動のマンネリ化」、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー(後継者)が育たない」と答えた団体が多数ありました。

□目指す姿□

活動団体の取り組みを支援するとともに、新たな団体の発足や、さらなる活動充実のための基盤整備等を支援し、地域活動が活発に行われる地域を目指します。

住民一人ひとりができること

- ●自治会や地域の自主防災組織等、身近な団体の活動内容を知り、関わりを持ちましょう。
- ○広報紙やインターネット等から、団体の情報を得るようにしましょう。

地域でできること

- ●市民に情報が届くよう、活動の積極的かつ効果的なPRを心がけましょう。
- ●新しい人が参加しやすいよう、場や体制づくりを工夫しましょう。

民生委員・児童委員ができること

- ●地域で活動している団体やその状況を把握し、情報をいつでも地域住民に提供できるようにしましょう。
- ●活動団体と連携して、地域の困りごとの解決や支援を要する人への支援に努めましょう。

- ●事業の対象者だけでなく、その人が住む地域の人とふれあうことを心がけましょう。
- ●地域貢献活動を通じて、積極的に地域住民と交流を図り、活動内容の周知を図りましょう。
- ●事業活動への理解・協力を得られるよう周知方法について工夫をしましょう。

(1) 自治会活動等の活性化の推進

●自治会活動への支援の推進

• 身近な地域で、サークル活動や健康づくり事業等の活動が継続できるよう、地域集会所の 耐震化や修繕等に要する費用の一部を支援します。

(2) 地区社会福祉協議会活動との連携の推進

地区社会福祉協議会の周知

・市民が地区社会福祉協議会の活動に参加するきっかけとなるよう、地区社会福祉協議会のしくみや活動内容について、広報紙やホームページを通じて周知します。

地区社会福祉協議会との連携の推進

• 市内 18 の地区社会福祉協議会の取り組みを支援するとともに、積極的に関わりを持ち、 連携を図ることで、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉を推進します。

(3) 地域福祉を支える人へ支援の充実

●ボランティア・NPO団体等の支援の充実

• ボランティア・NPO団体等が行う活動の幅を広げ、その質を一層高めるため、人材の育成等の活動支援を行います。

●民生委員・児童委員の活動支援

・民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知します。また、民生委員・児童委員が活動する中での相談や見守り等、対応についての悩みや困難事例による負担の解消を図りながら、民生委員・児童委員活動を支援します。

■関係機関の情報共有の場の提供

- 社会福祉協議会と連携しながら、市内にあるボランティア・NPO団体の把握に努めます。
- 各団体が意見交換し、交流できる場や機会を設けられるよう努めます。

(1) 地区社会福祉協議会活動との連携の推進

●地区社会福祉協議会の周知

• 広報紙以外にもホームページやSNSなど時代に即した周知を検討し、地区社会福祉協議会の取り組み等について周知します。

地区社会福祉協議会との連携の推進

各地区に担当職員を配置し積極的に地域に関わるよう努め、連携を図ることで、それぞれの地区の実情に応じた地域福祉を推進します。

(2) 地域福祉を支える人への支援の充実

●団体の活動支援

- 各団体の支援を行うとともに、団体同士の交流会等情報交換の機会を検討します。
- 社会環境の変化に合わせた団体の在り方を検討し、支援を行います。

●ボランティア・NPO団体等の支援の充実

• ボランティア・NPO団体等の活動を支援するとともに、人材育成のため広報等の情報発信も行います。

●民生委員・児童委員の活動支援

・民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知するとともに、相談や見守り等、 対応に対する悩みや困難事例による負担の解消に向け、民生委員・児童委員活動を支援 します。

関係機関の情報共有の場の提供

• 市内におけるボランティア • N P O 団体等の情報収集に努めます。そのうえで、ボランティア • N P O 団体等が活動に必要な情報を得られるように、関係機関と意見交換等の機会提供を検討します。

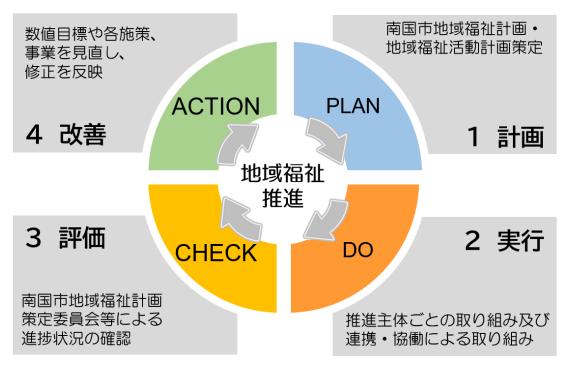
第5章 計画の進行管理

第1節 計画の進行管理

本計画を確実に推進するため、定めた数値目標や各施策、事業について、PDCAサイクル 【PLAN(計画)一DO(実行)-CHECK(評価)-ACTION(改善)】のプロセス を踏まえた進捗管理を行います。(下図参照)

また、進行管理にあたっては、「南国市地域福祉計画策定委員会」をはじめ、住民をはじめと する関係主体の連携により、定期的に進捗確認及び評価を行い、実情に基づき、適宜見直しを 図るものとします。

■PDCA サイクルのイメージ



第2節 計画内容の周知及び情報提供

地域福祉は、地域住民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの市民に理解と協力を求めていく必要があります。

そのため、啓発冊子「こんにちは!~あいさつから始まる地域の輪!~」の活用を検討するなど、地域福祉の理解促進を図るとともに、本計画の概要版を作成し、市民への周知・啓発に努めます。また今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布を通じて、市民に広く提供していきます。

資料編

第1節 計画策定の経過

年	月日	内 容	備考
令和 3年	1月12日 ~1月29日	計画策定に向けたアンケート調査	18~64歳の市民及び市内中学2年生を対象にアンケートを実施
	4月30日	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出/ 市民アンケート調査の結果報告/ 地域福祉に関する国の動向の整理
	6月14日 ~6月24日	福祉関係団体へのアンケート調査	市内の福祉関係団体 26 団体を対象にアンケートを実施
	7月27日	第2回策定委員会	福祉関係団体アンケート調査の結果報告/第2次計画の評価、課題の整理
	10月25日	第3回策定委員会	計画骨子の検討
	12月23日	第4回策定委員会	計画素案の検討
令和 4年	1月26日 ~2月7日	第5回策定委員会(書面開催)	計画案の検討
	2月10日 ~3月3日	パブリックコメント	市ホームページ等で計画案を公開 し、意見を募集
	3月10日	第6回策定委員会	計画書案の承認/ 概要版の検討及び承認

第2節 南国市地域福祉計画策定委員会設置規則

平成 23 年6月 30 日南国市規則第 12 号 令和 2年8月 12 日南国市規則第 27 号

(設置)

第1条 南国市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、南国市地域福祉計画(以下「計画」という。)に住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために南国市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に報告するものとする。
 - (1) 計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 計画の進捗状況の管理及び評価に関する事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、委員会で必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、21名以内の委員で組織する。
- 2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 福祉関係団体の代表者
- (2) 保育•教育関係者
- (3) 南国市民
- (4) 南国市職員
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員会で必要と認めるもの (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(昭

和34年南国市条例第39号)の別表のその他委員の規定を準用する。 (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理をする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

附 則(令和2年南国市規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

第3節 南国市地域福祉計画策定委員会名簿

任期:令和2年7月1日~令和4年6月30日

構成 区分	組織•団体		氏 名	備考
社会福祉団体関係者	南国市民生児童委員協議会	会長	岡田 哲夫	
	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会	常務理事	岸本 敏弘	
	社会福祉法人 和香会	理事長	植村 芳明	副委員長
関係	社会福祉法人 きてみいや	理事	濵口 憲正	委員長
者	南国市身体障害者協議会	会長	今井 義則	
関保	南国市立香長中学校	校長	宮﨑 司朗	
関係育・教	社会福祉法人ふるさと自然村後免野田保育園	園長	山本 美津子	
	特定非営利活動法人 まほろばクラブ南国	理事長	武市 光徳	
	上倉南部地区社協	会長	田岡 久典	北陵 中学校区
市民	野田地区社協	会長	竹村 明	鳶ヶ池 中学校区
地域	稲生地区社協	会長	山﨑 曻	香長 中学校区
(地域代表者)	前浜地区社協	会長	浜田 誠志郎	香南 中学校区
	南国市地域活性化のための自治活動団体連合会	会長	岡林 満男	
	南国市男女共同参画推進委員会	委員	田島・徳子	
	高知県中央東福祉保健所	地域支援 室長	尾木 朝子	
行政	南国市	副市長	村田 功	
	南国市企画課	課長	松木 和哉	
	南国市長寿支援課	課長	島本 佳枝	
	南国市保健福祉センター	所長	藤宗 歩	令和3年 4月1日任命
	南国市子育て支援課	課長	溝渕 浩芳	令和2年 10月1日任命
	南国市福祉事務所	所長	池本 滋郎	

みんなァで進める"なんこく地域福祉プラン"

~第3次南国市地域福祉計画·地域福祉活動計画~

発行年月: 令和4年3月

発 行: 南国市

社会福祉法人 南国市社会福祉協議会

編 集: 南国市福祉事務所

〒783-8501 高知県南国市大埇甲 2301 番地

T E L: 088-880-6566 F A X: 088-863-1167